



古賀市景観計画

KOGA-City Landscape planning



平成30年●月
古賀市

古賀市景観計画 目次

序章 景観づくりの考え方	1
第1節 景観計画策定の背景と目的	1
第2節 景観まちづくりの必要性	2
第3節 景観計画の位置づけ	3
第4節 古賀市の景観特性	4
第5節 フットパスを用いた景観まちづくり	8
第1章 景観計画の区域	14
第1節 景観計画の区域	14
第2章 良好的な景観の形成に関する方針	15
第1節 基本目標	15
第2節 景観形成方針	15
第3節 景観重点区域候補	24
第3章 良好的な景観形成のための行為の制限に関する事項	29
第1節 良好的な景観形成に向けたしくみ	29
第2節 届出対象行為	30
第3節 景観形成基準	32
第4章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針	38
第1節 景観重要建造物の指定の方針	38
第2節 景観重要樹木の指定の方針	39
第5章 景観重要公共施設の整備に関する事項	40
第1節 基本的な考え方	40
第2節 景観重要公共施設の指定	40
第3節 整備に関する事項	41
第6章 屋外広告物の表示等の制限に関する事項	43
第7章 景観まちづくり推進のためのしくみ	44
第1節 共働による景観まちづくりの推進	44
第2節 計画の運用と推進体制	46
第3節 景観まちづくりの推進方策	48





序章 景観づくりの考え方

第1節 景観計画策定の背景と目的

(1) 景観計画策定の背景

江戸末期から明治にかけて、日本を訪れた外国人は、日本の美しい景観を絵のようだと絶賛したと言われています。その後、戦後の経済成長とともに、経済性や機能性が優先されることで、国も人も国土の美しさに対して気に留める機会が減ってきました。

一方、欧米では景観保護の法制度が整えられ、歴史的建造物の保護や建築物への規制など、様々な取り組みが実施されてきました。その後、我が国においても高層マンションの建設や屋外広告物の氾濫に対する不満の声が徐々に挙がってくる等、国民の景観に対する意識が高まってきました。そのような流れを受け、平成15年7月に、国土を国民一人一人の資産として、我が国の美しい自然との調和を図りつつ整備し、次の世代に引き継ぐとの理念のもと、「美しい国づくり政策大綱」が制定され、平成17年には景観に関する総合的な法律である景観法が全面施行されたことにより、全国的に景観計画を策定する動きが見られるようになりました。

本市においても、平成23年に「美しいまちづくりプラン（景観基本計画）」を策定し、地域に愛着を持ち、誇りうる景観まちづくりに向けて取り組みを進めてきました。

また、平成28年7月1日より景観行政団体となったことを受け、市をあげてさらなる景観まちづくりを推進する気運が高まっています。

そのため、市域全体の一体的な景観づくりを見据えつつ、市民共働による景観まちづくりの方向性を示すことを目的として、既存の「美しいまちづくりプラン」と一本化した「古賀市景観計画」を策定することにしました。

(2) 景観計画の目的

- ① 具体的な目標像やルールを定め、共有すること。
- ② 景観に関して一定の強制力を持ったルールを作ること。
- ③ 市民、事業者、行政のそれぞれが主体となり、共働して景観まちづくりを推進すること。



第2節 景観まちづくりの必要性

(1) 景観とは

景観は、海・山・川・田園などの自然や、建物・道路・公園等の人工物といった「形あるもの」だけでなく、これまで育まれてきた文化や歴史のある“まちのたたずまい”といった都市の「印象」など、様々なもので構成されています。

つまり景観は、「目に映るまちの姿だけでなく、見る人が感じ取る印象も含めた幅広いもの」ということができます。

(2) 景観まちづくりとは

景観まちづくりとは、まちの景観を大切な財産として維持・継承し、長い時間かけて育まれてきた人々の生活の営みや努力の積み重ねによって醸成される地域固有の特性を活かしながら、さらに新しく景観を創出していく一連の取り組みを指します。

(3) 景観まちづくりの必要性

美しい景観は人々に潤いと安らぎを与え、子どもたちを育て、居住環境の向上をもたらすだけでなく、地域の産業や経済活動に活力を与えることにもつながります。

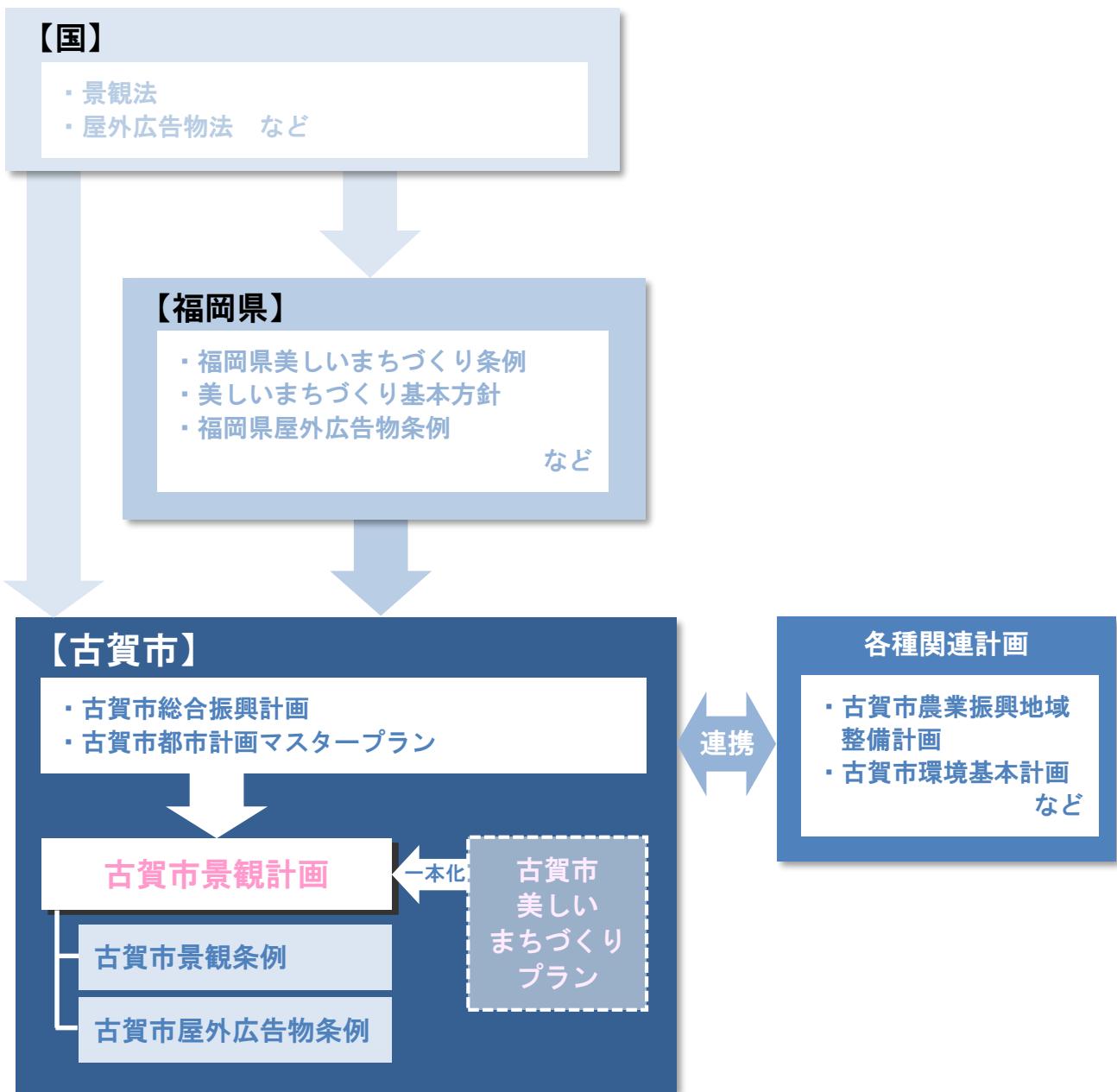
景観まちづくりを進めることで、古賀市全体の景観の魅力を高めるとともに、市民の関心も高まりひいては、コミュニティ活動や市民活動の活性化なども期待されます。

ひとりでも多くの人が、景観まちづくりに関心を持ち、主体的に関わるようになることが、魅力的な景観をつくり、守り、育てていくためには欠かせません。



第3節 景観計画の位置づけ

- 景観計画は景観法第8条に規定されている法定計画であり、国や県、古賀市の既存計画との整合を図りながら策定しました。
- 市が良好な景観の維持・形成を進めていくためのマスタープランとなるものであり、景観条例や屋外広告物条例とあわせて運用していきます。
- 平成23年に策定した「古賀市美しいまちづくりプラン（景観基本計画）」については、「古賀市景観計画」に内容を一本化しました。



第4節 古賀市の景観特性

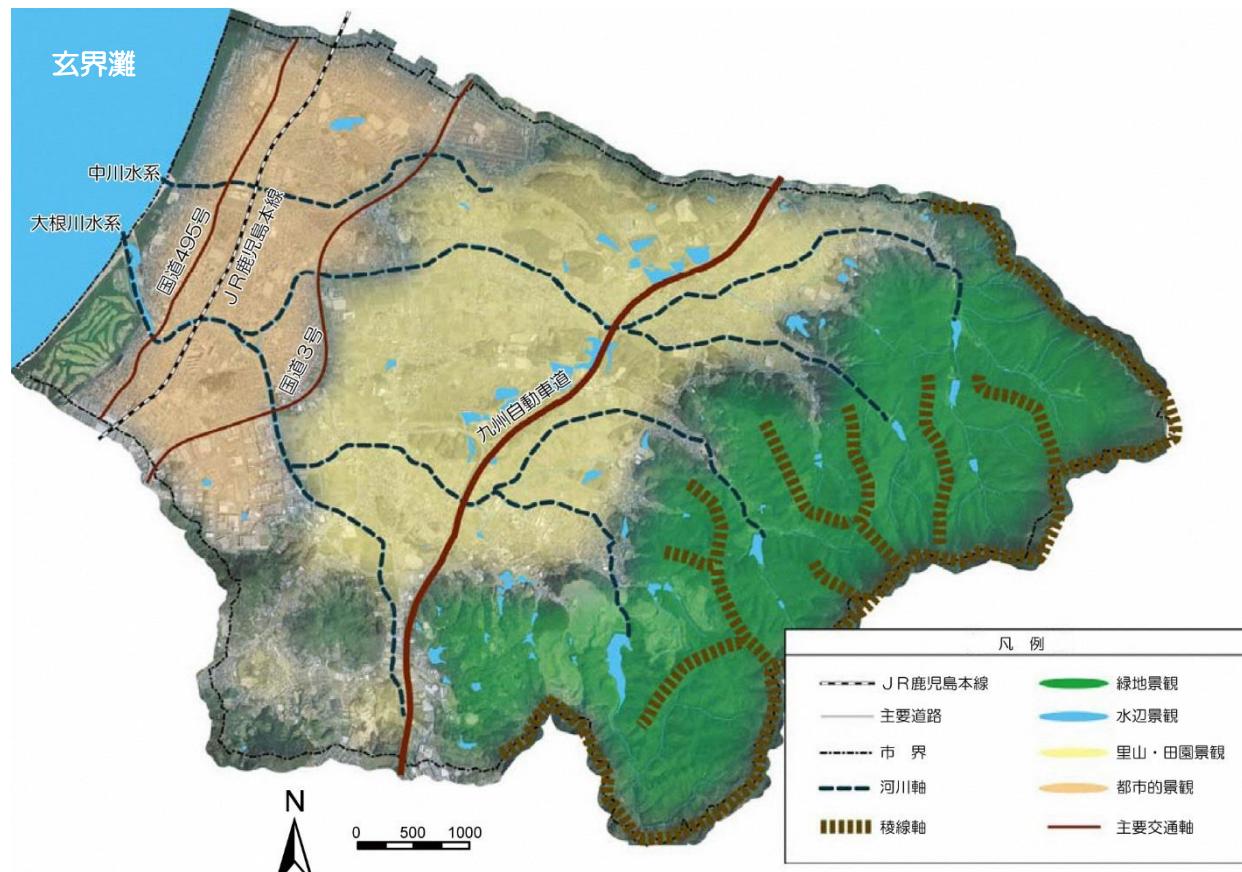
市民アンケートや計画策定に当たって立ち上げた「古賀市景観市民会議」における市民意向、現地調査結果等を踏まえて、古賀市の景観特性について整理しました。

(1) 景観構造

古賀市は、東は犬鳴山地・立花山地から樹園地などに利用されてきた丘陵に向かい、水田や畠地、市街地を経由して松原の連なる玄界灘に至るダイナミックな地形がベースとなっています。

景観の構造をみると、緑の背景となる稜線軸がひだ状に形成されており、奥深い景観を生み出しています。玄界灘に注ぐ大根川水系と中川水系の2つの河川軸があり、市域内で完結していることから、上流から下流にかけての連続した一連の景観が広がっています。

また、西部から東部に向かって景観の構造断面をみると、玄界灘や海岸の松林の広がる水辺景観、住宅地・市街地・工業団地の広がる都市的景観、農地・集落がある里山・田園景観、山裾にある住宅・農地や工場を経て、山間部の緑地景観となっており、変化に富んだ特徴のある景観を有しています。



▲景観構造

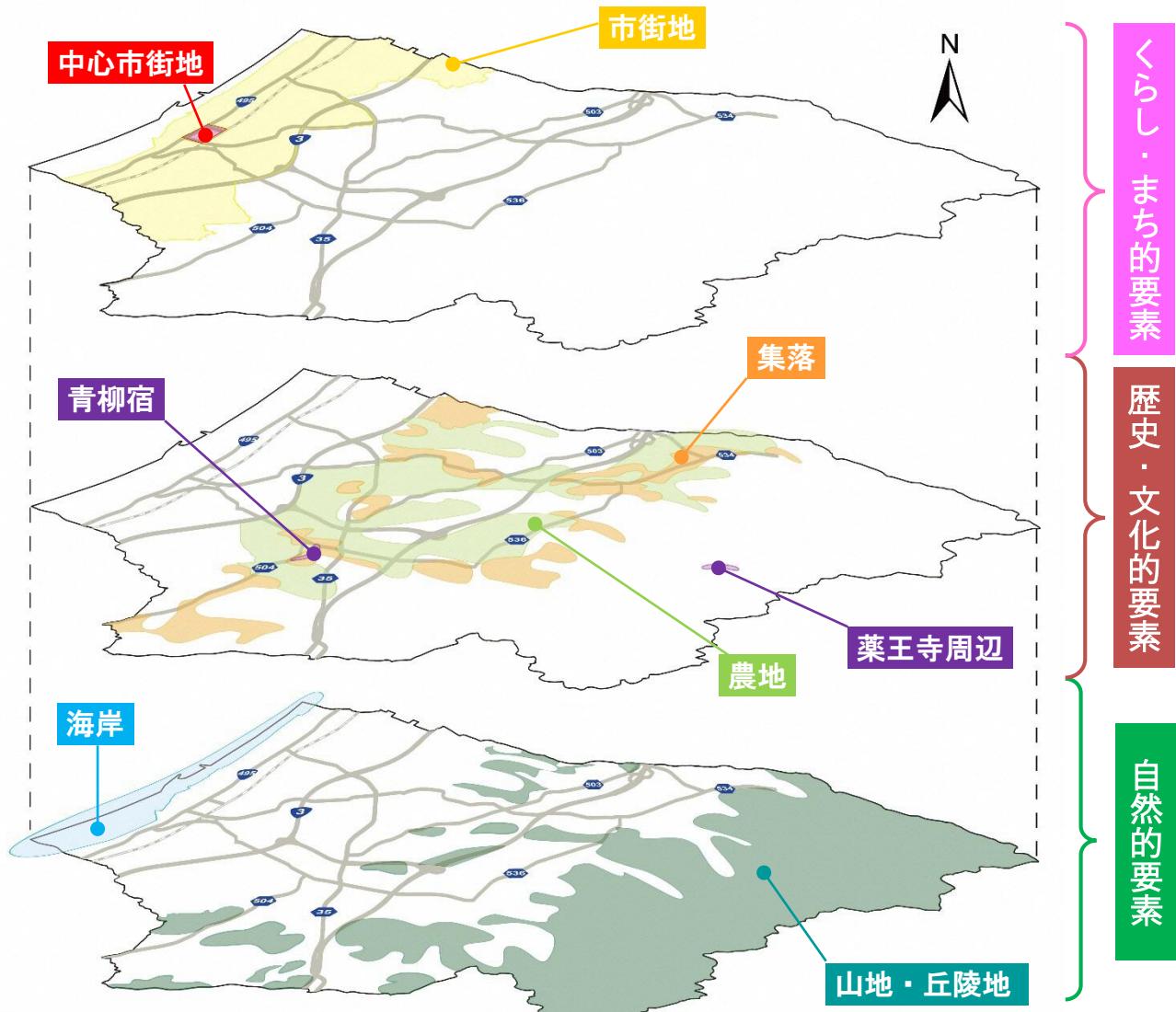


▲景観構造断面

(2) 景観の構成要素

古賀市の景観の美しさは、前述した特徴的な景観構造の中に包括される以下の3つの要素に分類でき、これらの要素が様々に混ざり合い形成されています。

- 「自然的要素」：海岸、山林、緑等、ありのままの自然
- 「歴史・文化的要素」：集落、農地、歴史的まちなみ等、長い時間をかけて人々の営みの中で形成されたもの
- 「くらし・まち的要素」：住宅地や商店街等、人々の日常生活のフィールドとなるもの



▲景観を構成する3つの要素



(3) 景観特性

①自然の景観

- 玄海国定公園に指定された白砂青松の連なる玄界灘が面しており、花鶴ヶ浜からは玄界灘と相島の絶景が一望できます。
- 花鶴ヶ浜公園付近の川沿いの道は、ハマボウが咲く散策路として親しまれています。
- 花鶴ヶ浜から福津市にかけた海岸沿いは「歩いてん道（浜辺コース）」となっています。中川河口の潮騒橋付近には、夕陽風景時計が設置されており、夕陽の鑑賞スポットとなっています。
- 市東部には、全市景観のスクリーンとなっている犬鳴山地・立花山地や、樹園地などに利用されてきた丘陵地が広がっています。
- 興山園は、頂上から市内を一望できる眺望スポットとなっています。
- 清滝地区には大根川沿いに桜並木が連なり、清滝橋からは清滝清流と桜並木を眺めることができます。
- 鹿部山公園展望台からは、手前に花鶴丘団地、奥に玄界灘、相島が見渡せます。市街地の貴重な眺望スポットです。
- 古賀グリーンパークやコスモス広場などの自然の地形を活かした施設が整備されています。



②歴史・文化の景観

- 市内には地域の生活や歴史・文化を伝える多くの寺社仏閣等の資源が点在しています。
- 市中央部に広大な田園地帯が広がり、田園地帯の周囲には里山の緑豊かな風景が広がっています。里山の麓には、古くからの農村集落や鎮守の森が点在しています。
- かつて唐津街道の宿場町として栄えた青柳宿では、所々に昔ながらの建物が残っています。大名が宿泊した「御茶屋」跡の隣に位置する青柳しようゆや西構口跡の石積みなど、歴史を感じられる資源が点在しており、街道の入り口には案内板が整備されています。
- 薬王寺温泉地では、情緒ある温泉地の雰囲気を感じることができます。
- 歴史の中で育ってきた多くの祭りや行事などが文化的な資源として現在も受け継がれています。



③くらし・まちの景観

- 国道3号から海側に広がる市街化区域を中心に都市的景観が広がり、商業店舗の立地が進んだ沿道景観が形成されています。
- JR古賀駅周辺は商業施設や高層マンションが集積した市街地の景観となっており、県道古賀停車場線（JR古賀駅から国道495号へ続く通り）は電線類が地中化されています。
- 舞の里地区や美明地区には、低層の戸建て住宅が並ぶ閑静な住宅地の景観が形成されています。一部の地区では、歩行者用道路が完全に分離されており、加えて、各住宅の敷地内の緑化も行われていることから、良好な居住環境が形成されています。
- 工業団地は工業地として明確に区分されており、工業団地の敷地際は樹木で緑化されている所が多い状況です。



第5節 フットパスを用いた景観まちづくり

(1) フットパスとは

「フットパス」とは、イギリスを発祥とする『森林や田園地帯、古いまちなみなど地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くこと【Foot】ができる小径（こみち）【Path】』のことです。

(2) 景観まちづくりにおけるフットパスの有効性

主として地域住民が日常生活で利用するフットパスは、「身近な生活景観」を見るための良好な視点場になると同時に、地域住民の交流の場ともなります。

また、フットパスは、歩行者や自転車のほか、自動車も利用しますが、そのように様々な種類の移動手段が共存している場所では、互いが譲り合い、ゆっくりとした速度で移動が行われることから、利用者は、道端に咲く花などの細かな部分にも目が届きやすく、その地域ならではの魅力的な景色を楽しむことができます。

このように身近な存在であるフットパスを通じて、市民が景観に対する関心を高め、自分にできる範囲で景観まちづくりに取り組むことにより、共働による景観まちづくりが推進されることが期待できます。

(3) 古賀市のフットパス

古賀市では既に、潤いあるまちなみや自然豊かな風景を楽しむことができる「歩いてん道※」などのウォーキングコースが市内各地に設定され、市民の憩いの空間となっていることから、これらを主要なフットパスとして位置づけることとします。

また、市内を巡る幹線道路や河川は、市民や来訪者など多くの人が利用する空間であるとともに、各地域を貫く骨格の役割を果たすことから、これらを「景観軸」として設定し、フットパスを検討する際に配慮することとします。



▲古賀市内のフットパス



(4) フットパスを用いた景観まちづくりのあり方

景観軸である幹線道路や河川、主要なフットパスと位置づけられる「歩いてん道」などのウォーキングコースと、それらをつなぐ小径が一体となった「フットパスネットワーク」を構築することで、市全域に回遊性や連続性が生まれます。

将来的には、フットパスに近接する公共施設などを、各フットパスをつなぐ結節点として、徒歩から自転車や自動車、公共施設への乗り換えを可能とし、フットパスネットワークの広がりと利用促進が期待できます。

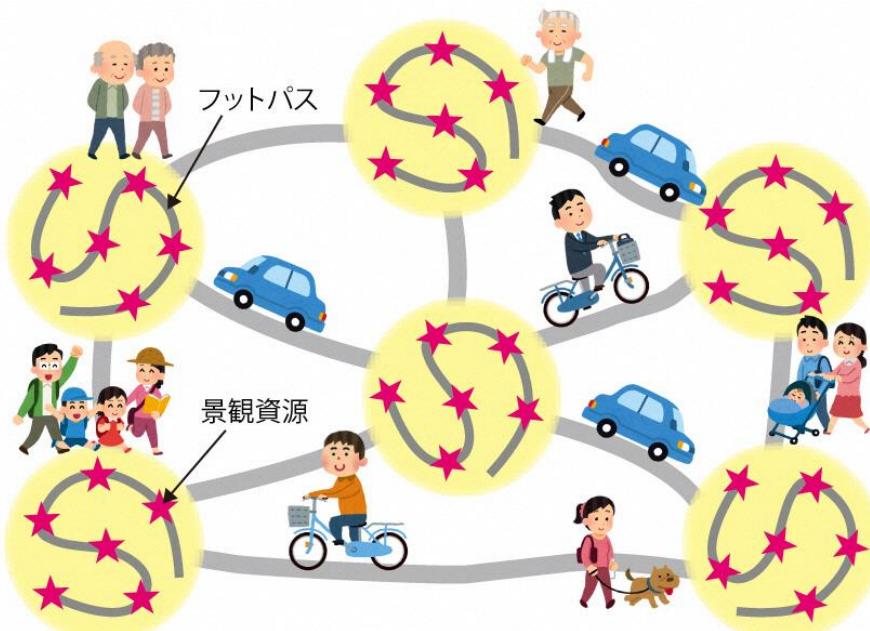
また、そこに生活者の営みや市民活動によって手が加えられ、“暮らしの社会基盤”としてのフットパスの機能が向上することにより、市民や来訪者の誰もが景観を楽しみながら快適に過ごすことができる空間を創出し、市全体の魅力あるまちづくりに寄与するものと考えます。

【フットパスネットワークの構成】

- ① 主要な景観軸：河川軸、道路軸
- ② 歩いてん道：古賀市の素晴らしい自然や歴史をたどるコース
- ③ ウォーキングコース：歩いてん道に繋がるコースを含んだウォーキングコース
- ④ 上記①②③つなぐルート：自動車・自転車での移動を基本とした②・③をつなぐコース

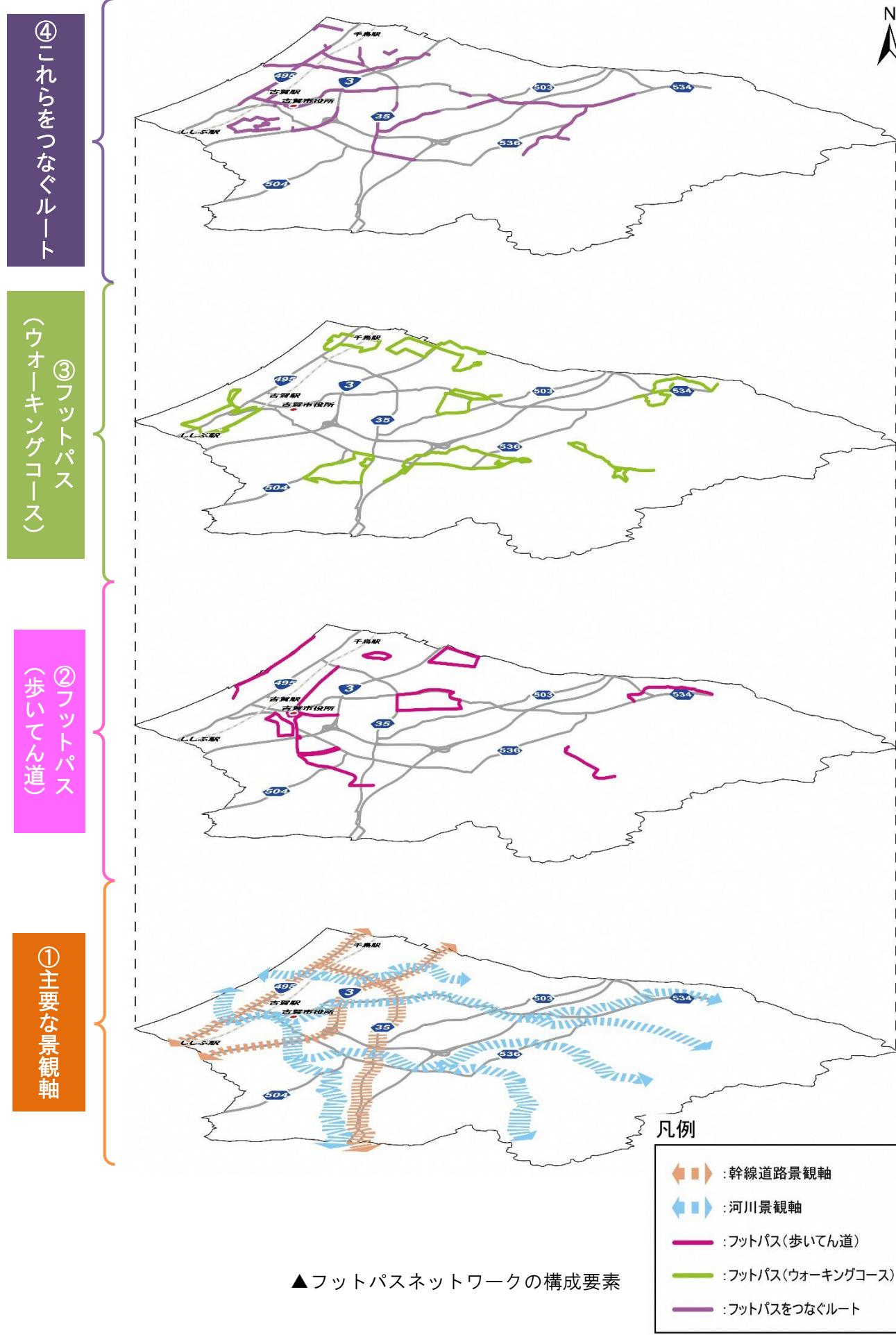
※歩いてん道とは、基礎体力づくり・健康づくりのために整備されたウォーキングコースです。

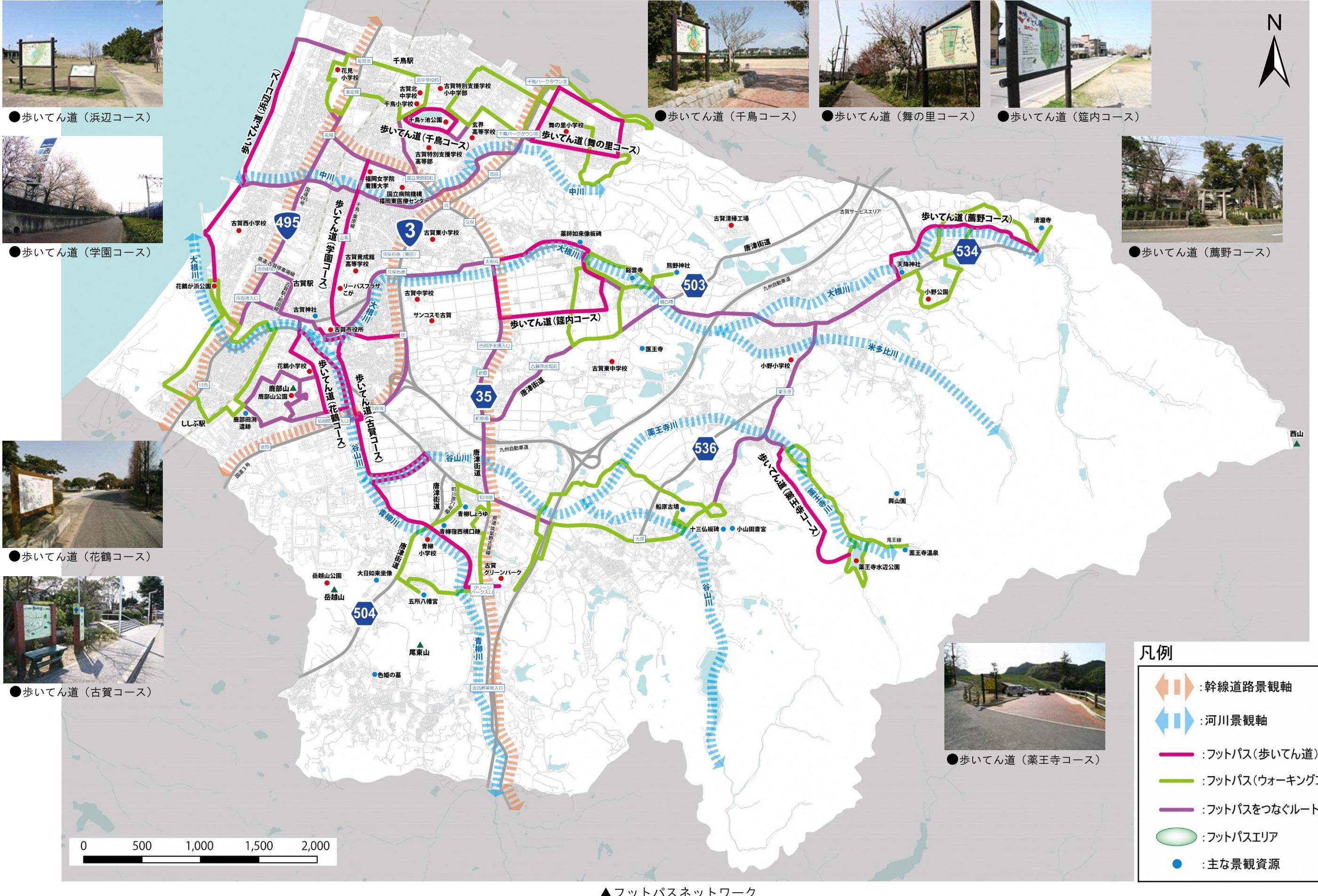
全9コースあり、古賀の素晴らしい自然や歴史を歩きながら楽しむことができます。



▲自動車、自転車+フットパスネットワークのイメージ







本編 景観計画



本計画の構成

第1章 景観計画の区域

第1節 景観計画の区域

第2章 良好的な景観形成に関する方針

第1節 基本目標

第2節 景観形成方針

第3節 景観重点区域候補

第3章 良好的な景観形成のための行為の制限に関する事項

第1節 良好的な景観形成に向けたしきみ

第2節 届出対象行為

第3節 景観形成基準

第5章 景観重要公共施設の整備に関する事項

第1節 基本的な考え方

第2節 景観重要公共施設の指定

第3節 整備に関する事項

第6章 屋外広告物の表示等の制限に関する事項

第7章 景観まちづくり推進のためのしきみ

第1節 共働による景観まちづくりの推進

第2節 計画の運用と推進体制

第3節 景観まちづくりの推進方策

第4章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

第1節 景観重要建造物の指定の方針

第2節 景観重要樹木の指定の方針



第1章 景観計画の区域

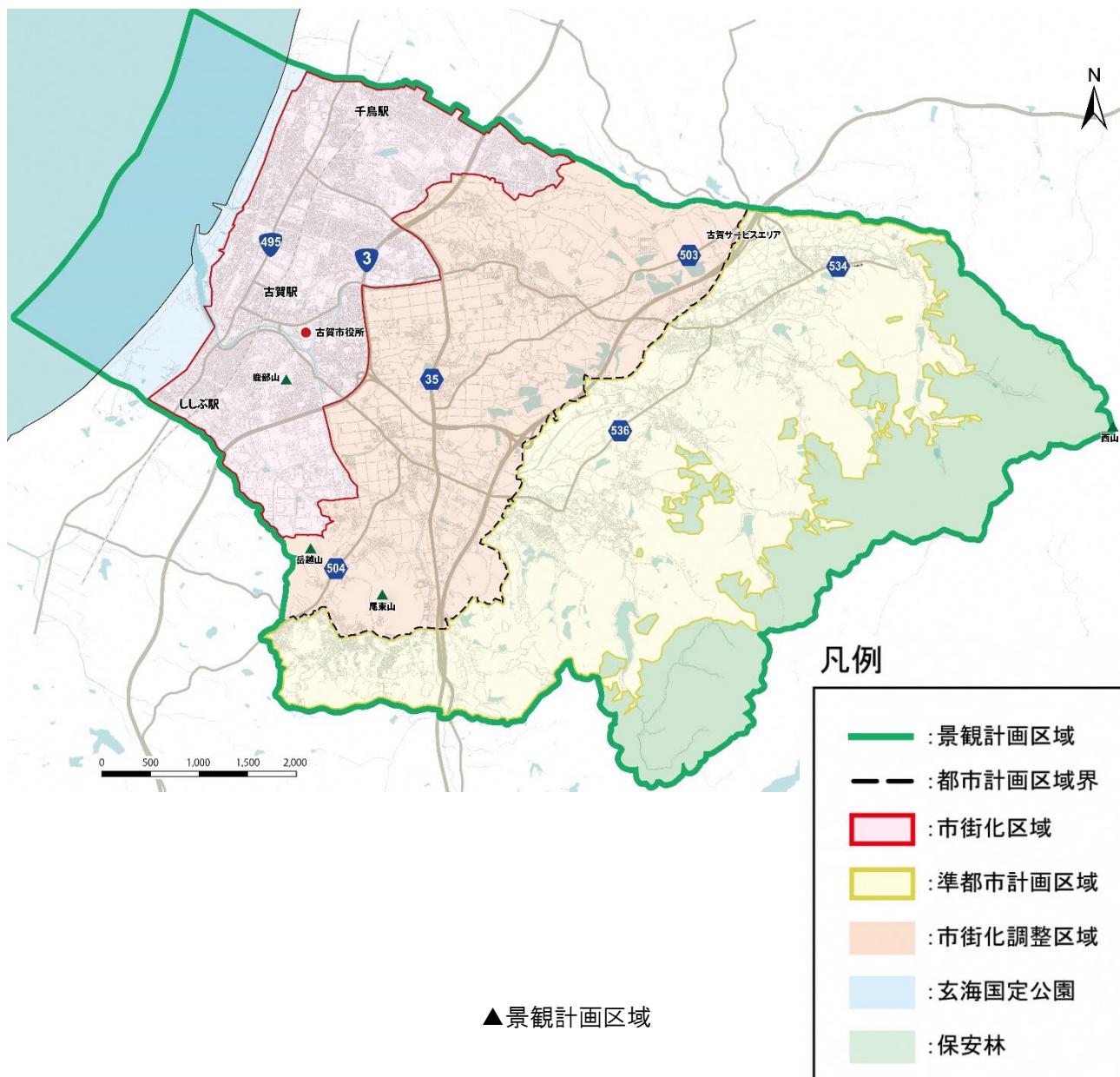
[景観法第8条第2項第1号]

第1節 景観計画の区域

古賀市は、西から東にかけて海～まち～里～山の4つの特徴的な景観構造を有しています。

景観構造を構成する要素としては、海岸・松林、市の東側を囲む雄大な山なみをはじめとした美しい自然景観、青柳宿や薬王寺温泉、各地に点在する神社をはじめとした歴史景観、広大な田園地帯や山裾の丘陵部とその合間に点在する集落地などの文化的景観、JR古賀駅周辺の中心市街地や市街化区域内の住宅地をはじめとした市街地景観などがあり、古賀市の特徴的な景観を形成しています。

これらの多彩な景観要素の連携を図り、市全体での良好な景観づくりを進めるために、古賀市では、市全域（地先の公有水面を含む）を、景観法第8条第2項第1号に定める景観計画の区域とします。



第2章 良好な景観の形成に関する方針

[景観法第8条第3項]

第1節 基本目標

古賀市では、四季折々移ろいゆく花々や、海、山、川などの豊かな自然の恩恵を受けながら、時代時代の人々の営みによってその歴史を刻んできました。それらが蓄積することで、現在の古賀市固有の景観が成り立っています。

うみ・まち・さと・やまに広がるこれらの固有の景観の魅力と、歴史・文化の蓄積により形成された現在のまちを、河川や道路といった景観軸やフットパスでつなぐことによって、地域への愛着と誇りを持てるような景観まちづくりを進めていきます。

また、長い時間をかけて変化してきた古賀の風土や、長い年月刻まれてきた古賀の歴史を大切にし、新しいものをつくるときはそれらとの調和を図ることで、古賀らしい景観を育んでいきます。

古賀市ではこれらの方針をもとに、以下の基本目標を設定します。

うみ・まち・さと・やまの魅力と、^{いにしえ}古からの歴史・文化を紡ぎ
愛着と誇りのもてる 花と緑の景観まちづくり

第2節 景観形成方針

基本目標と景観特性を踏まえ、全市の共通方針と景観構造別（ゾーン、軸）の景観形成方針を設定しました。

(1) 共通方針

景観構造に関わらない共通要素として、“歴史・文化”と“しくみづくり”があります。

これらの要素は、古賀市の景観要素の重要な一部を担っており、景観まちづくりを進める上で非常に重要な役割を果たしています。

“歴史・文化”的な要素については、古賀市内に点在しており、伝統行事等の文化的価値により古賀市の魅力を高めています。また、“しくみづくり”については、景観計画をより実効性の高い計画にするために必要な要素です。

以下では、景観構造別の景観形成方針とは別に、これらの要素についても方針を設定しました。

1) 歴史・文化に関する方針

◆地域固有の歴史的景観を守り伝える景観まちづくり

- 歴史景観資源の維持・保全の継続と活用を図ります
- 歴史的資源の発掘・魅力づくりを進めます
- 地域の伝統行事等を継承します



2) しづみづくりに関する方針

- ◆古賀らしい景観形成に向けたしづみづくり
 - 景観まちづくりの気運を育てる
 - 効果的な景観形成を促すしづみを育てる

(2) 景観構造別の景観形成方針

景観構造別の景観形成方針については、古賀市の景観特性に基づき区分した4つのゾーンと2つの景観軸ごとの方針を設定します。

具体的には、類似の景観を有するまとまりのある景観域として、「うみ景観ゾーン」「まち景観ゾーン」「さと景観ゾーン」「やま景観ゾーン」の4つの景観ゾーンと、市内でも特に多くの市民や来訪者の目に触れやすく、景観形成上重要な都市軸である「幹線道路軸」、「河川軸」の2つの軸について景観形成方針を設定します。

なお、景観形成方針の検討に当たっては、「古賀市景観市民会議」で抽出した身近な生活景観や、暮らしの社会生活基盤施設であり、景観まちづくりの主なフィールドとなるフットパス上の景観や視点場の整備等を主眼に置きました。



1) うみ景観ゾーン

①ゾーン特性

花鶴が浜公園や古賀市自慢の海岸線を含む景観ゾーンです。

古賀海岸と松林による、白砂青松の景観が広がっています。中川の河口近くには一目で夕陽の沈む時間と方向が分かる「夕陽風景時計」が設置されています。

また、海岸からは相島を見渡すことができ、壮大な眺望景観が広がっています。

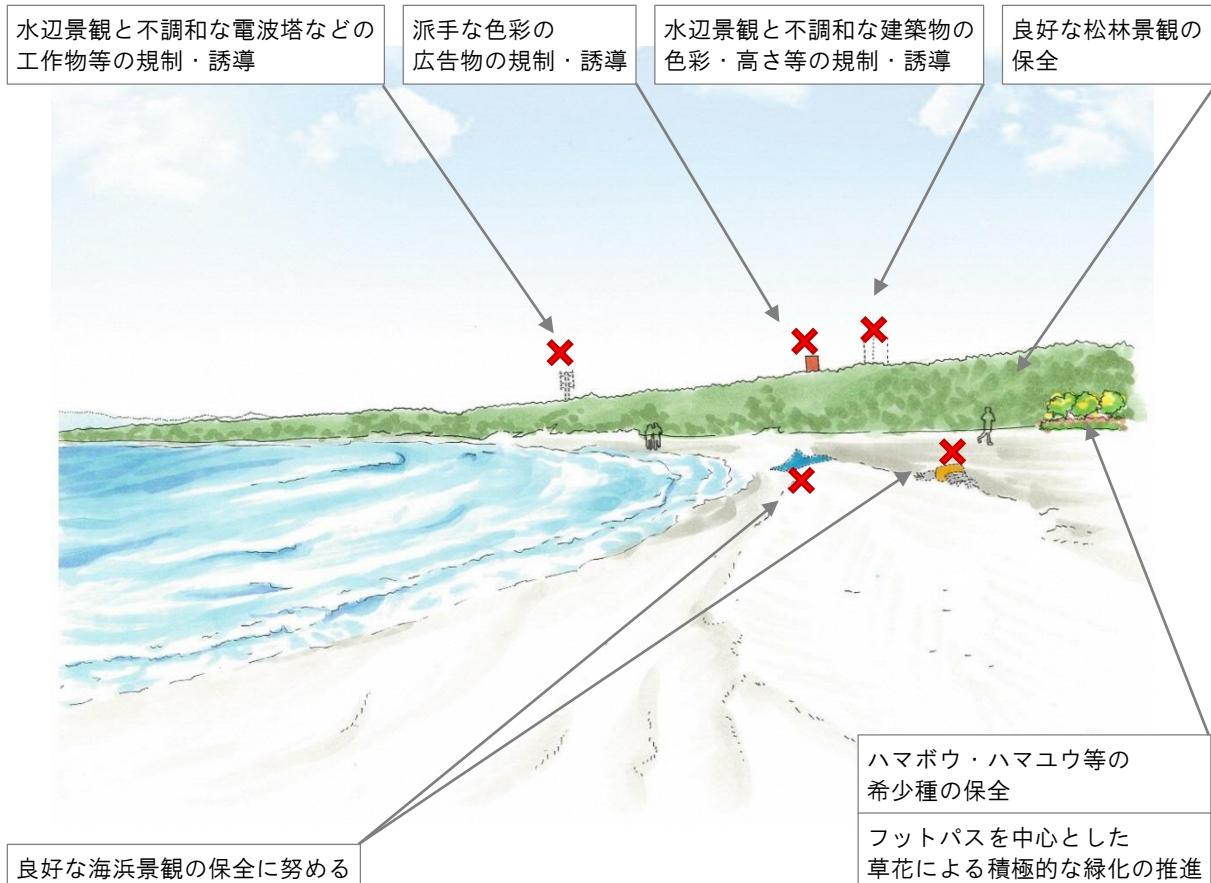


②課題

- 美しい海浜景観を維持するためには、古賀海岸、海岸沿いに広がる松林、花鶴が浜公園を含む周辺の自然景観の保全が必要です。
- 花鶴ヶ浜から弓なりに続く広大な海浜景観の保全が必要です。
- 古賀海岸や松林までのアクセス経路の整備が必要です。

③景観形成方針

古賀海岸と松林の美しく豊かな自然環境の保全・活用に努め、 市民の生活に潤いをもたらす景観づくり



2) まち景観ゾーン

①ゾーン特性

市街化区域内の大部分を占める低層住宅地や商業地、工業地を中心とした景観ゾーンです。

まとまった住宅地が点在しており、その中では緑あふれる公園や落ち着いた戸建て住宅地の景観が広がっています。

また、地区内の建物周辺では庭先の花植えや緑化活動が積極的に行われており、緑豊かな景観が形成されています。



②課題

- 各地区で行われているまちづくり活動を継続しつつ、良好な緑あふれる住環境の保全を行う必要があります。
- J R 古賀駅周辺や市役所や公共公益施設が集まる市道 千鳥・栗原線沿線などの古賀市の顔となるまちなかにおいては、統一感のあるまちなみの形成が必要です。
- まちなかの商店街での空き家や駅周辺での空き地の増加など、まちなかでの活気が減少しており、活気あふれるまちなかの再生が必要です。
- 工業地域では、敷地の外縁部の緑化など、沿道景観の保全が行われており、これらの活動の継続的な実施が必要です。

③景観形成方針

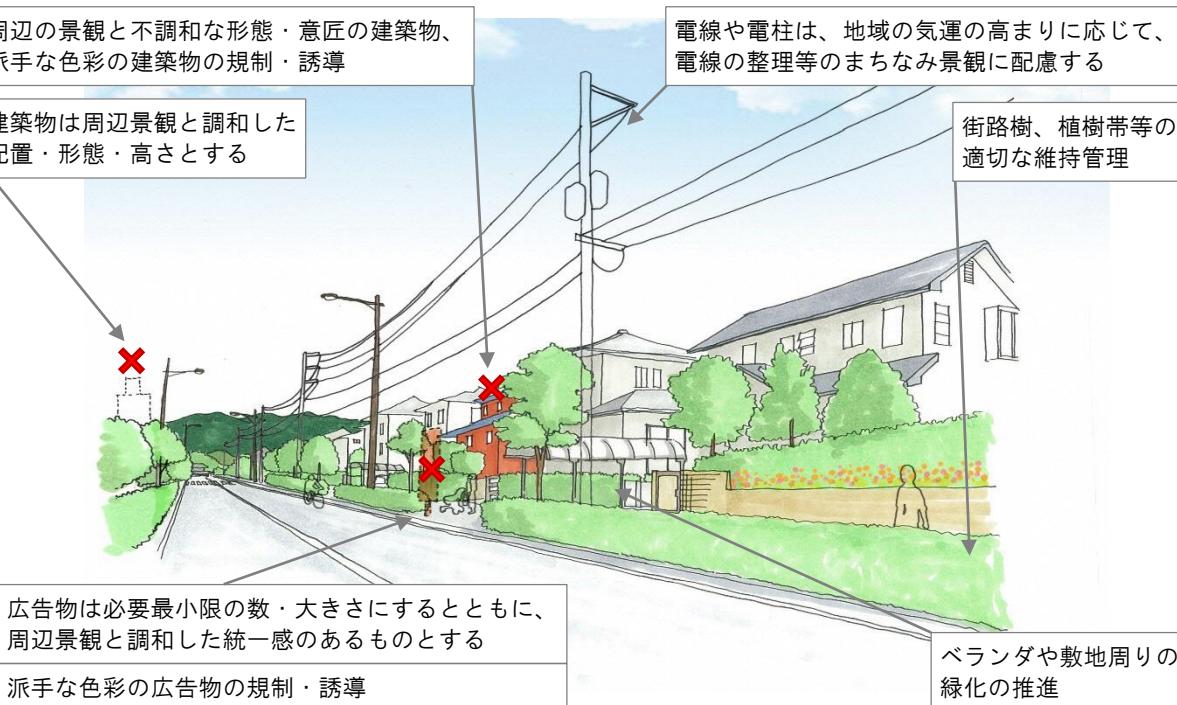
市内の身近な自然環境と調和した、 良好で魅力的な住環境の形成を図るとともに、 まちを歩いて楽しめる景観づくり

周辺の景観と不調和な形態・意匠の建築物、派手な色彩の建築物の規制・誘導

電線や電柱は、地域の気運の高まりに応じて、電線の整理等のまちなみ景観に配慮する

建築物は周辺景観と調和した配置・形態・高さとする

街路樹、植樹帯等の適切な維持管理



広告物は必要最小限の数・大きさにするとともに、周辺景観と調和した統一感のあるものとする

派手な色彩の広告物の規制・誘導

ベランダや敷地周りの緑化の推進



3) さと景観ゾーン

①ゾーン特性

熊野神社等を含み、田園と集落を中心とした景観ゾーンです。

山裾まで広大な田園風景が広がり、背後にそびえる山々と相まって、四季折々の自然豊かな景観を感じることができます。筵内地区では、春に地元の方々によって整備された広大な菜の花畑を見ることができます。

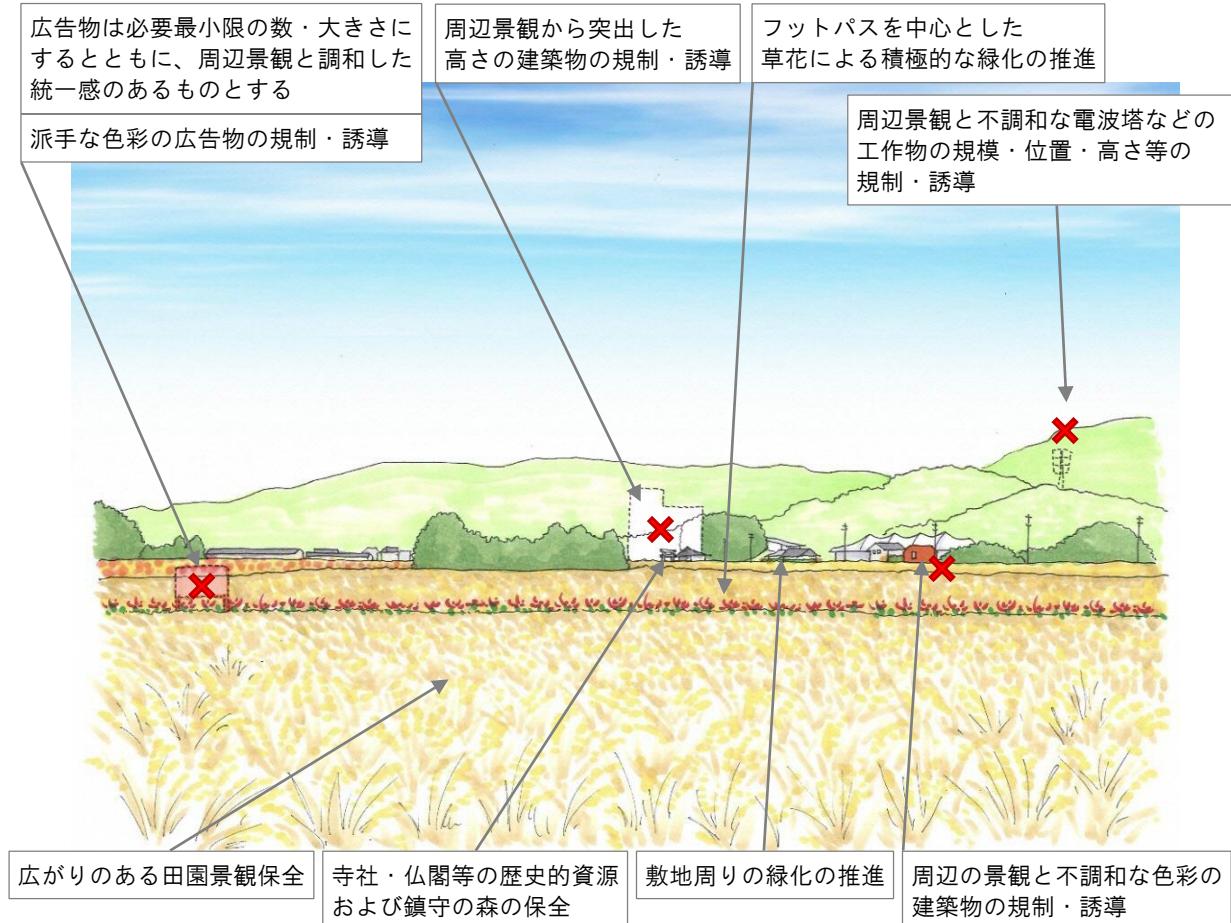


②課題

- まちと山をつなぐ豊かな里山・田園景観が広がっており、これらの価値を再評価し、失われつつある景観の維持・保全が必要です。
- 農業振興地域にも指定されており、生業としての農業と田園景観との関係に対しての配慮が必要です。

③景観形成方針

むしろうち おやまだ 筵内や小山田などの里山・田園景観を守り伝承するとともに、 四季の移ろいが感じられる景観づくり



4) やま景観ゾーン

①ゾーン特性

小野公園や清滝地区を含む山林と山あいの集落を中心とした景観ゾーンです。

市の東側に広がる山々は、市の景観の背景となっており、季節ごとの花や紅葉を見ることがあります。

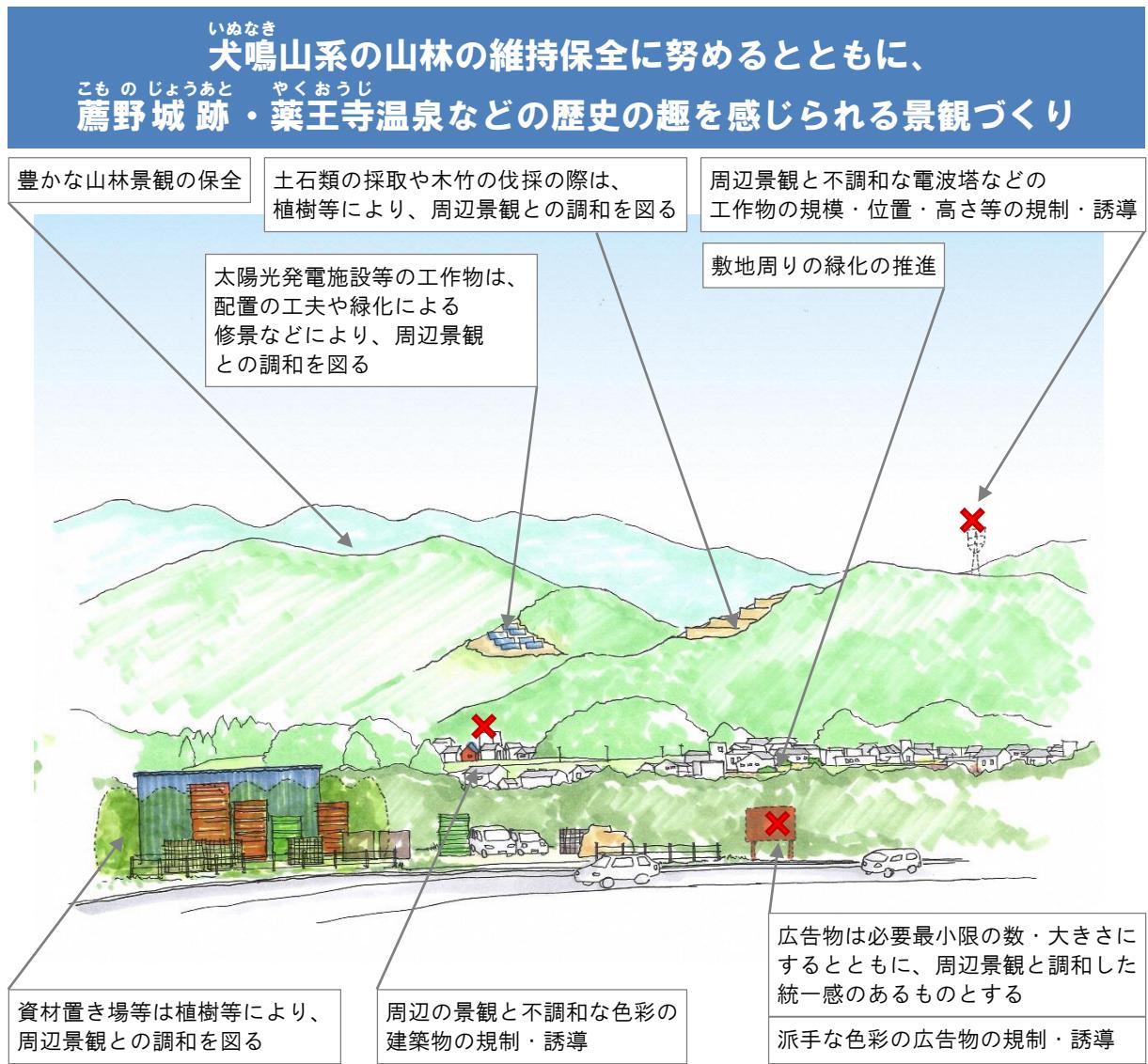
天降神社や清瀧寺など、古賀の歴史を感じさせる文化的な景観も点在しています。



②課題

- 雄大な古賀の背景を彩る山々の景観を保全するとともに、採石場については、周辺の環境に配慮しながら緑化を進める等の対策の検討が必要です。
- 山々への眺望景観の保全が必要です。

③景観形成方針



5) 幹線道路景観軸

①景観軸の特性

古賀市の主要な道路軸となる国道3号、国道495号、県道 筑紫野古賀線沿線の景観ゾーンです。

生活利用だけでなく、通過交通による自動車交通量も多いことから、沿線にはロードサイドショッピングが連立し、派手な色彩の店舗や、大規模な広告物等が見られます。



②課題

- 人の目にふれる機会の多い幹線道路沿線においては、周辺の住環境や里山・田園景観にも配慮しながら、調和のとれた沿道景観とすることが必要です。
- 屋外広告物については、にぎわいの創出に配慮しつつ、周辺の景観と調和した色彩や規模への誘導が必要です。

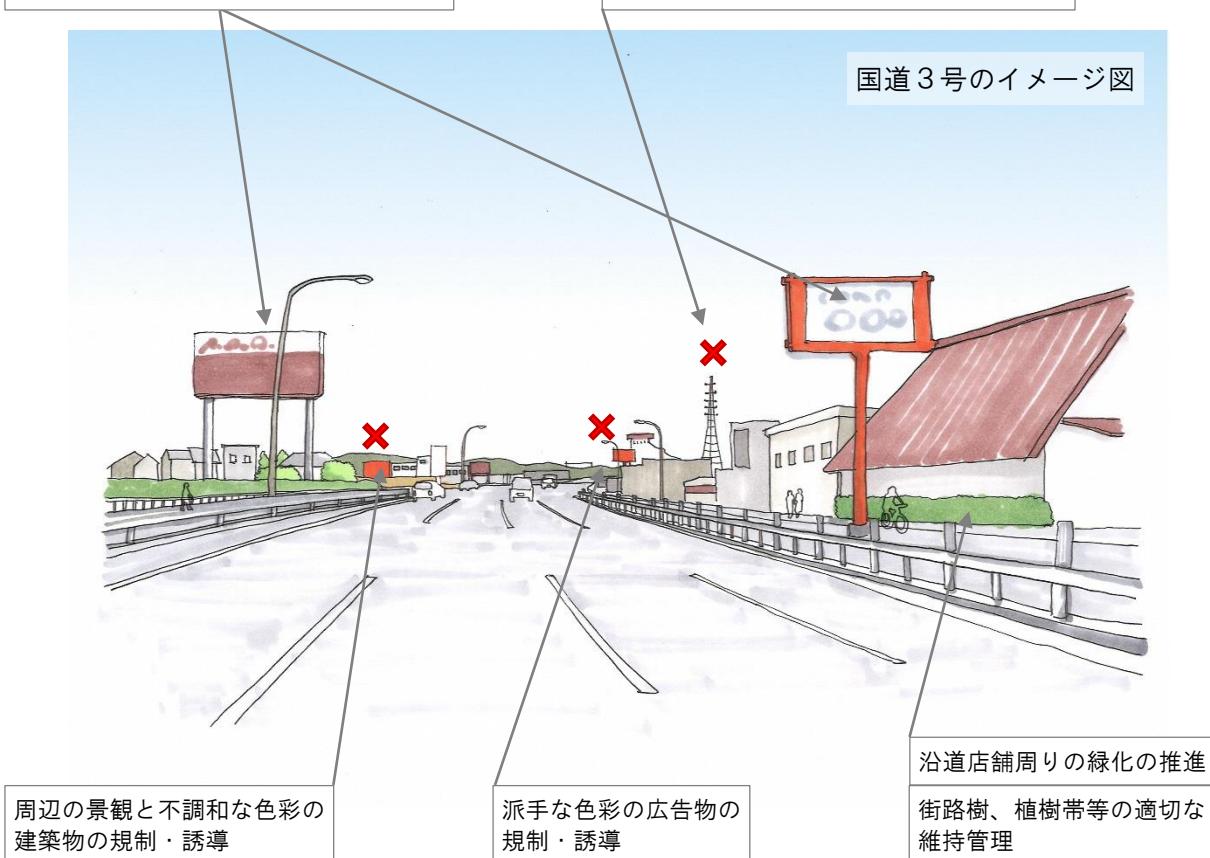
③景観形成方針

幹線道路沿線の周辺景観と調和した、 連続性とにぎわいのある景観づくり

広告物は通りのにぎわいに配慮しつつ、
まちなみ景観と調和したものとする

周辺景観と不調和な電波塔などの
工作物の規模・位置・高さ等の規制・誘導

国道3号のイメージ図



電線や電柱は、地域の気運の高まりに応じて、
電線の整理や裏電柱化等、まちなみ景観に配慮する



周辺景観と不調和な電波塔などの工作物の規模・位置・高さ等の規制・誘導

電線や電柱は、地域の気運の高まりに応じて、
電線の整理や裏電柱化等、まちなみ景観に配慮する

山なみの稜線への眺望に配慮した建物配置・高さとする。

県道
筑紫野古賀線のイメージ図

広告物は必要最小限の数・大きさにするとともに、周辺景観と調和した統一感のあるものとする

派手な色彩の広告物の規制・誘導

周辺の景観と不調和な色彩の建築物の規制・誘導

街路樹、植樹帯等の適切な維持管理

沿道店舗周りの緑化の推進

安全に自転車が通れる空間の確保

6) 河川景観軸

①景観軸の特性

市内を流れる大根川や中川水系等の河川とその周辺に広がる景観ゾーンです。

2つの水系は古賀市内を横断しているため、豊かな水辺景観とともに、市街地部～田園・里山～その先に広がる山林へと移り変わる、変化に富んだ特有の景観を見ることができます。

また、川沿いでは桜やほたるなどの四季折々の自然を、1年を通して楽しむことができます。

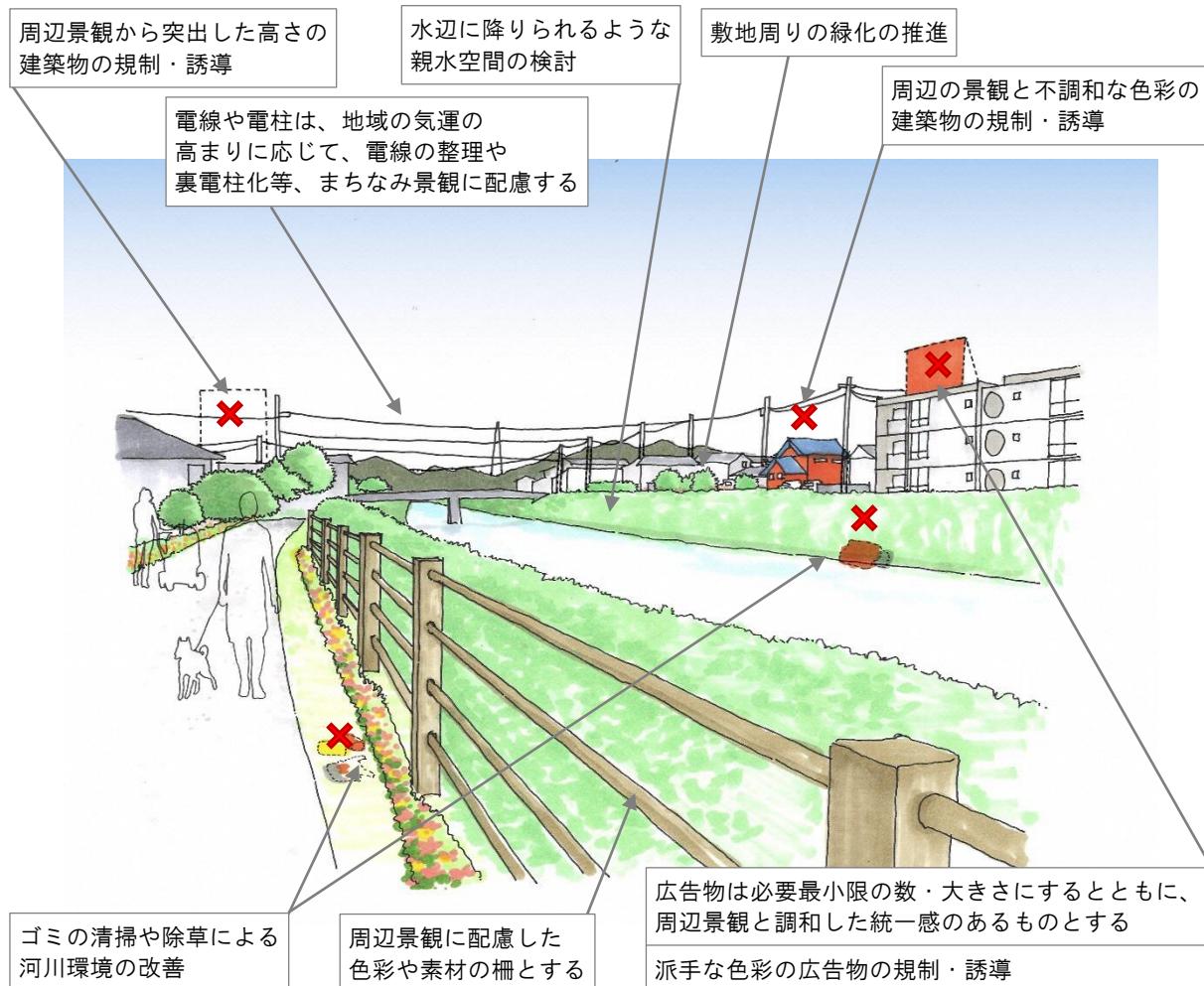


②課題

- 市内の代表的な景観資源である河川と一体となった景観を守るために、土手沿いの雑草・雑木の除去等により、良好な河川景観の維持・向上が必要です。
- うるおいのある良好な河川環境を活用するため、親水空間の創出が必要です。

③景観形成方針

大根川・中川水系の豊かな河川空間と、 移ろいゆくうみ・まち・さと・やまの沿川景観を楽しめる景観づくり

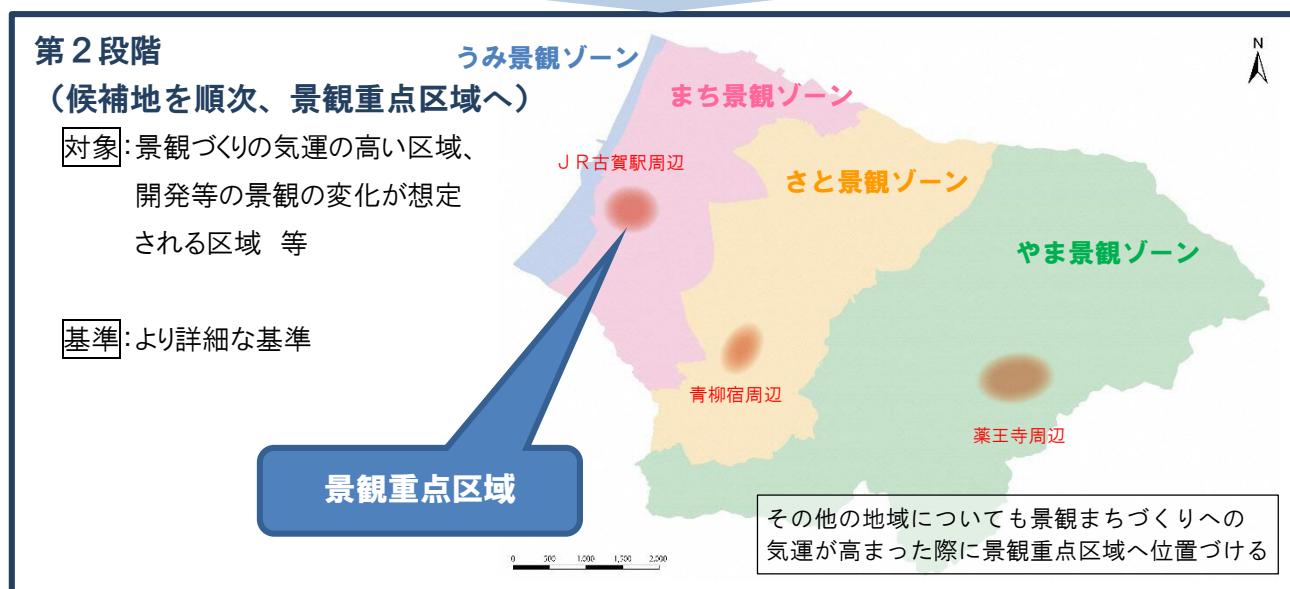
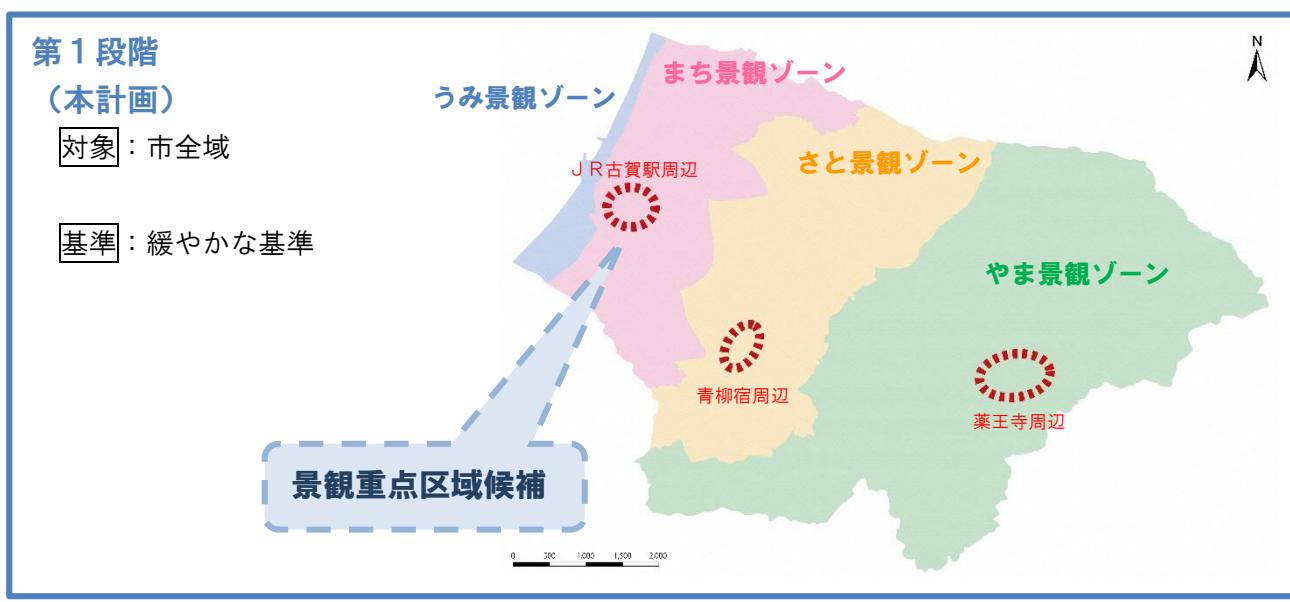


第3節 景観重点区域候補

(1) 発展的な計画変更と景観重点区域候補地の位置づけ

本計画では、景観づくりの土台となる、良好な景観形成の必要性への理解や、望ましい景観形成のイメージ共有を主な目的に、市域全体を対象とした景観形成方針と、緩やかな基準等を設定しています。このうち、特に景観保全策が必要と考えられる青柳宿や薬王寺温泉周辺と、今後も市街地景観の変化の可能性が高いJR古賀駅周辺については、将来的には重点的な景観誘導が必要と考えます。そのため、本計画においては、これらを景観重点区域候補地として景観づくりの方向を定めました。

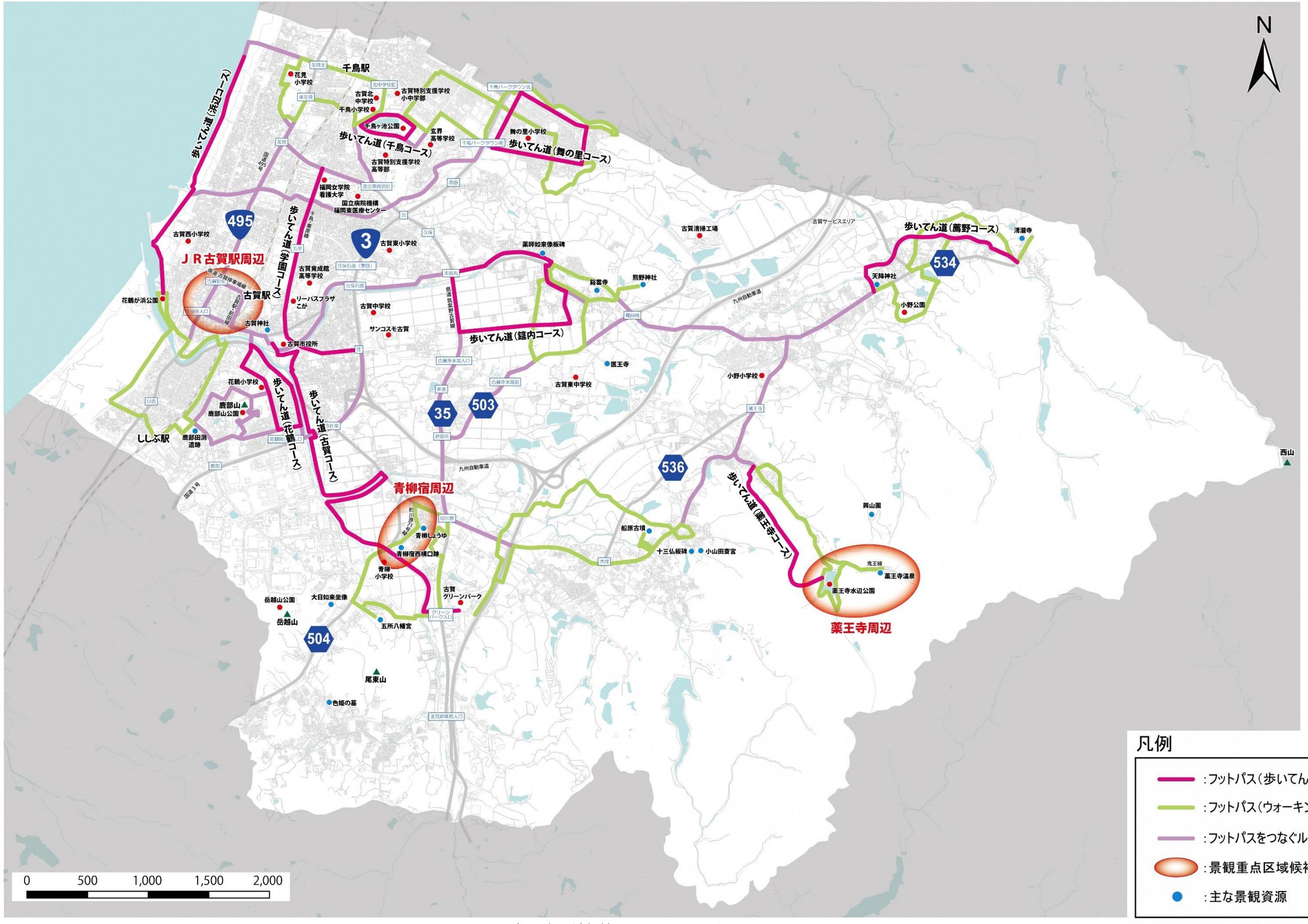
今後は、これらの景観重点区域候補地やフットパス周辺エリアを始めとしたその他の古賀市固有の景観を有する地区等において、景観まちづくりへの気運が高まった際に、地域との協議を踏まえて、より詳細な景観ルールを定める景観重点区域への位置づけを検討していきます。



▲発展的な計画変更のイメージ図



(2) 景観重点区域候補地



1) JR古賀駅周辺

①地域の特性

JR古賀駅前を中心として、駅前通りやJR沿線の商店街を含む区域です。

駅前のメイン通りでは、電線の地中化やロータリーの花壇整備等のまちの顔となるような様々な取り組みが行われています。

また、隣接する商店街では、古くからの雰囲気を残した軒の揃った店舗や街灯などの昭和のレトロな趣を感じさせる景観が広がっています。



②景観重点区域候補地への選定理由

古賀市の中心部として、今後も市街地景観の変化の可能性が高い区域と考えられます。

歴史を感じさせる複数の商店街やレトロな雰囲気を感じさせるまちのたずまいが古賀の顔として息づいています。

③景観づくりのイメージ図



2) 青柳宿周辺

①地域の特性

五所八幡宮等を含む、唐津街道青柳宿を中心とした区域です。

市内でも随一の大きさを誇る神社である五所八幡宮や境内にあるムーミンをかたどったようなクスの大木、唐津街道の宿場町として栄えた青柳宿などの歴史資源を今に残す風景が見られます。

特に青柳宿では、古くからの建築物や大宰府までの道標を表す石碑などが情緒ある雰囲気を醸し出しています。



②景観重点区域候補地への選定理由

唐津街道の宿場町として、古賀の歴史的資源を今に残す貴重な区域です。

宿場町特有の鉤の手形といった道路線形や、西構口跡、青柳村役場跡等が残っています。

③景観づくりのイメージ図

宿場町の建築物を歴史的雰囲気と調和した色彩に誘導する

電線や電柱は、地域の気運の高まりに応じて、電線の整理や裏電柱化等、まちなみ景観に配慮する



3) 薬王寺周辺

①地域の特性

薬王寺温泉地や薬王寺水辺公園を中心とした区域です。

薬王寺温泉地の趣のある落ち着いたまちなみや周辺に広がる雄大な山なみとの調和を見ることができます。

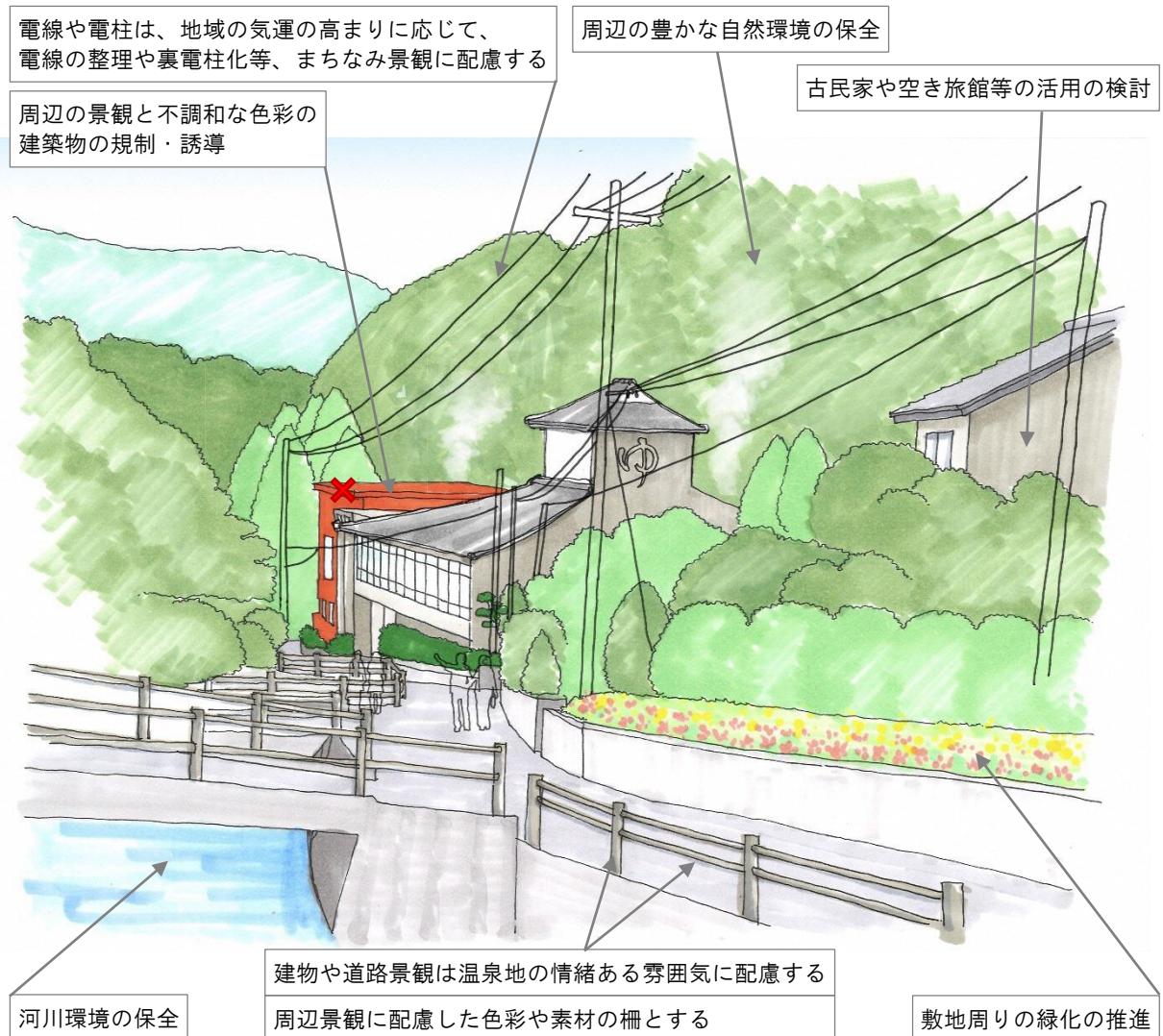


②景観重点区域候補地への選定理由

雄大な自然と情緒ある温泉地の雰囲気を残す歴史的価値の高い区域です。

ひっそりとたたずむ旅館と、川のせせらぎや木々の葉擦れの音などの大自然との融合が感じられます。古民家も点在しており、古賀のふるさとを感じられます。

③景観づくりのイメージ図



第3章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

[景観法第8条第2項第2号]

大規模な建築行為や開発行為等は、周囲の景観に与える影響の程度が大きいため、場合によっては、良好な眺望や自然景観、地域固有の雰囲気などが失われる恐れがあります。

このため、一定規模以上の建築行為や開発行為等に関する届出制度を設け、望ましい基準に適合するよう誘導することにより、良好な景観形成を図ります。

なお、基準に適合しない場合には、景観法に基づき、必要な措置の勧告^{※1}や変更命令^{※2}を行うことにより、制度の実効性を担保することとします。

※1：「勧告」：届出行為が、景観計画の制限に適合しないと認めるとき、設計の変更その他必要な措置をとることを勧告できる。（景観法第16条第3項）

※2：「変更命令」：特定届出対象行為（建築物、工作物で届出を要する行為のうち景観行政団体の条例で定めるもの）について、形態意匠の制限に適合しない行為をしようとする者等に対して、必要な限度において、当該行為に関し設計の変更等を命じることができる。（景観法第17条第1項）

第1節 良好な景観形成に向けたしくみ

市全域を対象とした緩やかな基準による景観誘導を基本とし、特に景観保全が望ましい重要な区域（景観重点区域）については、より詳細な基準を設けることとします。

この2つを組み合わせることによって、メリハリのある景観形成を図っていきます。
(景観重点区域は、地元の意向を踏まえた上で、指定を検討します。)

区域	区分	行為
市全域	大規模な行為等	一定規模以上の建築行為や開発行為等
特定の区域	景観重点区域	特定の区域内における建築行為や開発行為等



第2節 届出対象行為

次の行為に該当する場合は、あらかじめ届出が必要です。

行為の種類		行為の規模 ^{※1}	
建築物 ^{※2}		高さが12mを超えるもの、又は延床面積が500m ² （主要幹線道路 ^{※3} 沿線 ^{※4} にあっては200m ² ）を超えるもの	
工作物 ^{※5}	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（法第16条第1項第1号）	塔状工作物（Ⅰ） 塔状工作物（Ⅱ）	地上からの高さが15mを超えるもの ^{※6} ※ただし、電柱を除く
		壁状工作物	ガードレール、柵：長さが50mを超えるもの 上記以外：高さが2mを超えるもの ^{※6}
		横断工作物	水門、堰：幅が2mを超えるもの 上記以外：高さが5mを超え、かつ延長が50mを超えるもの ^{※6}
		その他工作物	高さが15mを超えるもの、又は築造面積が1,000m ² を超えるもの ^{※6}
開発行為	主として建築物の建築又は都市計画法の特定工作物の建設に供する目的で行う土地区画形質の変更（法第16条第1項第3号）	開発区域面積 ^{※7} が1,000m ² を超えるもの	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更（法第16条第1項第4号）		高さ2mを超える切土、盛土を生じるもので、当該行為に係る部分の面積が1,000m ² を超えるもの	
木竹の伐採（法第16条第1項第4号） (※枯渴木竹の伐採、間伐などの保育のために通常行う管理行為は適用除外)		伐採面積が1,000m ² を超えるもの	
屋外における物件の堆積（法第16条第1項第4号）		高さ ^{※8} が2mを超えるもの、又は当該行為に係る部分の面積が500m ² を超えるもの	
駐車場（多数の人が利用できる駐車場で料金を徴収するもの）の新設、増設又は改修		駐車の用に供する部分の面積が1,000m ² を超えるもの	

○工作物の定義

工作物の区分	工作物の対象物
塔状工作物（Ⅰ）	風車、物見塔、煙突、柱、高架水槽、電柱、鉄塔、屋外照明 その他これらに類するもの
塔状工作物（Ⅱ）	彫像、記念碑、記念塔、装飾塔 その他これらに類するもの
壁状工作物	擁壁、柵、塀、ガードレール その他これらに類するもの
横断工作物	高架道路、横断歩道橋、跨線橋、橋りょう、水門・堰（地上付属工作物を含む） その他これらに類するもの
その他工作物	遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、汚物処理施設、立体駐車場、立体駐輪場、地上に設置された太陽光発電施設 その他これらに類するもの



- ※1 増築等にあっては、増築後の規模とする。
- ※2 建築物とは、建築基準法第2条第1項に規定する建築物とする。(工事に係る仮設のものを除く)
- ※3 国道3号、国道495号、県道 筑紫野古賀線。
- ※4 道路境界より20m以内に含まれる敷地。
- ※5 工作物とは、「工作物の定義」に掲げる工作物とする。
- ※6 工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該建築物の高さとの合計の高さとする。
- ※7 水平投影面積とする。
- ※8 当該敷地が道路に接する場合は、主要な前面道路の路面の中心からの高さとする。道路に接しない場合は、地盤面からの高さとする。地盤面とは、当該敷地が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいい、その接する位置の高低差が3mを超える場合においては、その高低差3m以内ごとの平均の高さにおける水平面をいう。

○届出の対象外となる行為（例）

●通常の管理行為、軽易な行為その他の行為（景観法施行令第8条で定めるもの）

- ・地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
- ・仮設の建築物の建築等又は工作物の建設等
- ・除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
- ・枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
- ・自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
- ・仮植した木竹の伐採
- ・測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- ・法令又はこれに基づく処分による義務の履行をして行う行為
- ・建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - (1)建築物の建築等
 - (2)工作物（当該敷地に存する建築物に附属する、私道を除く道路から容易に望見されることのない物干場その他の工作物、消化設備を除く）の建設等
 - (3)木竹の伐採
 - (4)屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で高さが1.5mを超えるもの
- ・農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - (1)建築物の建築等
 - (2)高さが1.5mを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等
 - (3)用排水施設（幅員が2m以下の用排水路を除く）又は幅員が2mを超える農道・林道の設置
 - (4)土地の開墾
 - (5)森林の皆伐
 - (6)水面の埋立て又は干拓

●非常災害のため必要な応急措置として行う行為

●古賀市屋外広告物条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は設置



第3節 景観形成基準

届出対象行為に該当する場合は、次の基準に適合する必要があります。

届出対象行為に該当しない場合は、届出の必要はありませんが、基準に適合するよう努めてください。

対象物	部位	要素	景観形成基準																					
建築物	高さ・配置		<ul style="list-style-type: none"> 周囲のまちなみから突出しないことを基本とし、周辺の景観を阻害しない高さ・配置とする 眺望の背景となる山なみや松原のスカイラインを大きく阻害しないことを基本とし、海や平地部又は山頂からの眺望に配慮した高さ・配置とする 地形に配慮した配置とする 																					
			<ul style="list-style-type: none"> 周辺景観と調和した全体的にまとまりある形態・意匠とし、連続性のある景観の創出に配慮する 大規模な建築物の外壁は、形態の工夫や目地による分節化等により、周辺に圧迫感を与えないように配慮する 																					
	外観	色彩・素材	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的風土や周辺の景観と調和した色彩・素材とし、色彩基準に基づくものとする 落ち着いた色彩を基調とし、無彩色、YR、Yの高明度低彩度色を推奨する 使用する色彩の数は出来る限り少なくするとともに、対比効果（コントラスト）の大きい色彩の組合せは避けるように努める 外壁のアクセント色は外壁各面の面積の1/10以下とし、色彩基準に基づくものとする 屋根は、歴史的風土や周辺の景観と調和した色彩とし、色彩基準に基づくものとする 																					
			<p>【壁面の色彩基準】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">色相</th> <th rowspan="2">明度</th> <th colspan="2">彩度</th> </tr> <tr> <th>まちゾーン</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">基調色</td> <td>5 R～Y R ～5 Y</td> <td>8 以上 8 未満</td> <td>2 以下</td> <td>6 以下 4 以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>—</td> <td>2 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>アクセント色</td> <td>全色相</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>6 以下</td> </tr> </tbody> </table>					色相	明度	彩度		まちゾーン	その他	基調色	5 R～Y R ～5 Y	8 以上 8 未満	2 以下	6 以下 4 以下	上記以外	—	2 以下	—	アクセント色	全色相
	色相	明度	彩度																					
			まちゾーン	その他																				
基調色	5 R～Y R ～5 Y	8 以上 8 未満	2 以下	6 以下 4 以下																				
	上記以外	—	2 以下	—																				
	アクセント色	全色相	—	—	6 以下																			
<p>【屋根の色彩基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> 無彩色又は低明度・低彩度を推奨する 																								
<p>※着色していない木材・レンガ・コンクリート（顔料を配合する等の処理を施し、低明度となるよう配慮すること）・ガラス等の材料によって仕上げられている部分は、この限りでない。</p>																								
<p>※都市計画法に基づく商業地域、近隣商業地域、準工業地域においては、建築行為等の規模や周辺への影響に応じて、景観審議会や景観アドバイザーから意見を聴いた上で、支障がないと認められた場合に限り、色彩基準を適用しないことができる。</p>																								



対象物	部位	要素	景観形成基準
建築物	外構		<ul style="list-style-type: none"> ・まちなみや自然などの周辺景観との調和に配慮し、敷地内のオープンスペースの確保に努めるとともに、樹木や草花等によりできる限り緑化に努める ・建築設備は、道路から目立たない場所に配置し、やむを得ず設置する場合は、道路から見えないように覆い等で隠すか、建築物本体の色彩基準に基づき修景する ・日よけテントを設置する場合は、まちなみや建築物本体と調和するように色彩やデザインに配慮する ・塀などを設ける場合は、自然素材を用いるなどにより、地域景観との調和やまちなみの連続性に配慮するとともに、景観の向上に資するように努める ・屋外広告物は出来る限り集約化し、まちなみや自然などの周辺景観との調和に配慮する
工作物	塔状工作物	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風土や周辺の景観と調和した形態・意匠とすること ・落ち着いた色彩を基調とし建築物の色彩基準に準じて、高明度、高彩度の色彩は避ける <p>※やむを得ない場合は、目立たないように修景する</p>
		高さ・位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲のまちなみから突出しないことを基本とし、周辺の景観を阻害しない高さ・位置・配置とする ・眺望の背景となる山なみや松原のスカイラインを超えないことを基本とし、海や平地部又は山頂からの眺望に配慮した高さ・位置・配置とする ・地形に配慮した配置とする
	壁状工作物・横断工作物・その他工作物	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風土や周辺の景観と調和した形態・意匠とする ・機能を保つ上で必要最小限の高さとする <p>※やむを得ない場合は、目立たないように修景する</p>
		位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> ・地形に配慮した配置とする

市内全域	
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ・のり面、擁壁はできる限り生じないよう努める <p>※やむを得ない場合は、緑化等による修景に努める</p>
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・形状を変更する土地の範囲は必要最小限とする (用水貯水池の補修などは除く) ・土地の形質、樹木の保存に努める ・鉱物の採取又は土石・砂の採取はなるべく行わない <p>※やむを得ない場合及び既に当初の目的を終えた箇所については、既存の樹木や新たな緑化等によって修景に努める</p>
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・極力伐採をしない <p>※ただし、森林保全や竹林の対策などで必要な範囲はこの限りでない</p>
屋外における物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・堆積物が道路から見えないように植栽・植樹などで遮蔽をするなどの工夫を行う
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・外周の緑化修景等により、地域景観との調和やまちなみの連続性に配慮するとともに、景観の向上に資するように努める

※以下のような場合については、景観審議会や景観アドバイザーから意見を聴いた上で、景観形成基準を適用しないことができる。

- ・寺社や歴史的建造物など、地域のランドマークとしての役割を果たしているもの。
- ・公共あるいは公共性が高く、機能上、景観形成基準の適用が困難であるもの。



【参考：「マンセル表色系」について】

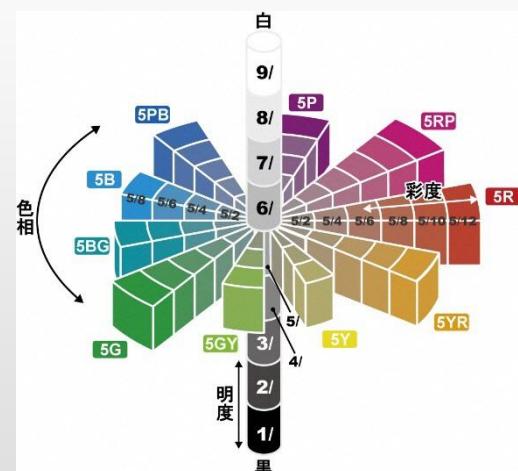
この計画では、日本工業規格（JIS）に定める色の表示方法である、「マンセル表色系」を基礎としたカラーシステムによって色彩を表しています。

「マンセル表色系」とは、ひとつの色を「色相（いろあい）」「明度（あかるさ）」「彩度（あざやかさ）」という3つの属性の組みあわせによって表現したものです。

なお、N（無彩色）とは、彩度が0の、白と黒との混合で得られる色（白と黒自体も含む）の総称を指します。

①色相	②明度	③彩度
基本は赤（R）、黄（Y）、緑（G）、青（B）、紫（P）と、中間の5色、黄赤（Y R）、黄緑（G Y）、青緑（B G）、青紫（P B）、赤紫（R P）の合計10色で表し、その度合いを表す数字を組み合わせて用いる	色の「明るさ」の度合いを表し、明るい色ほど数値が大きくなる	色の「鮮やかさ」の度合いを表し、鮮やかな色ほど数値が大きくなる

▲色の3属性



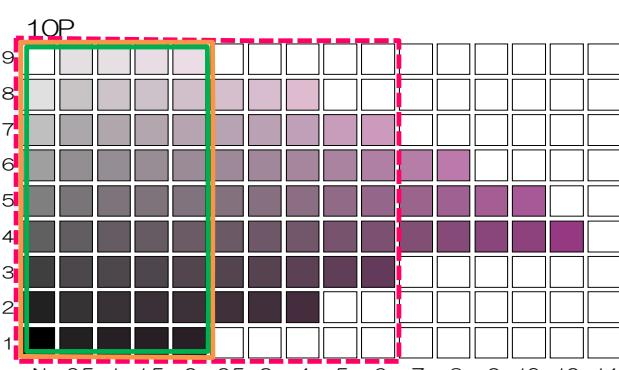
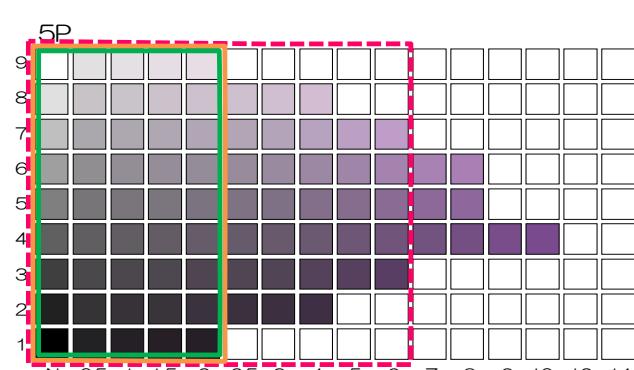
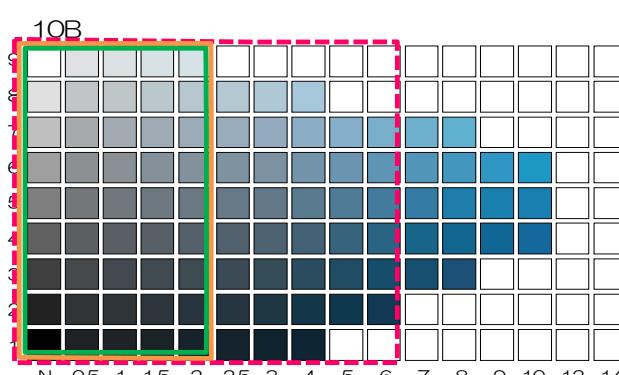
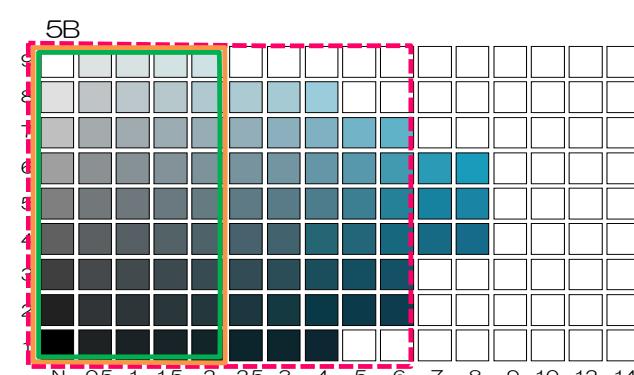
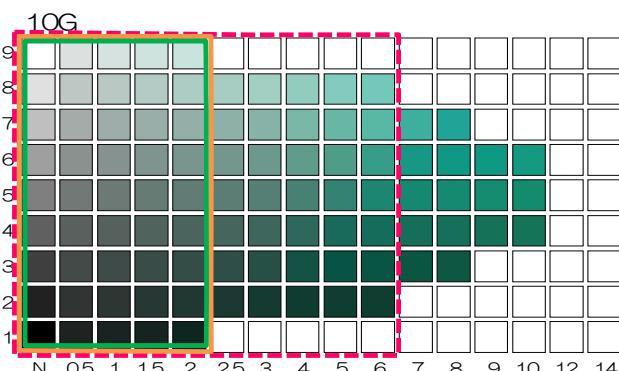
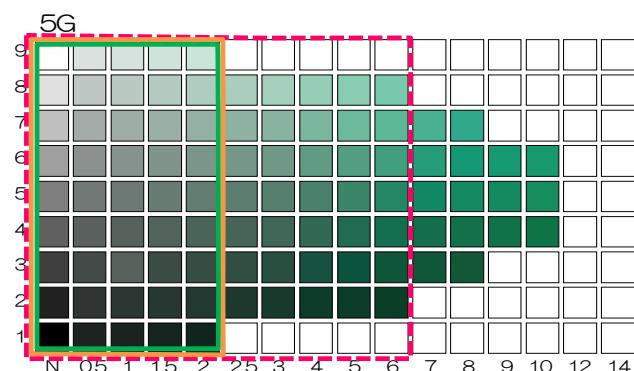
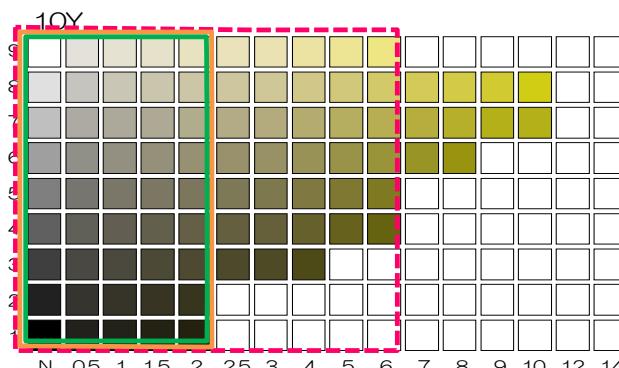
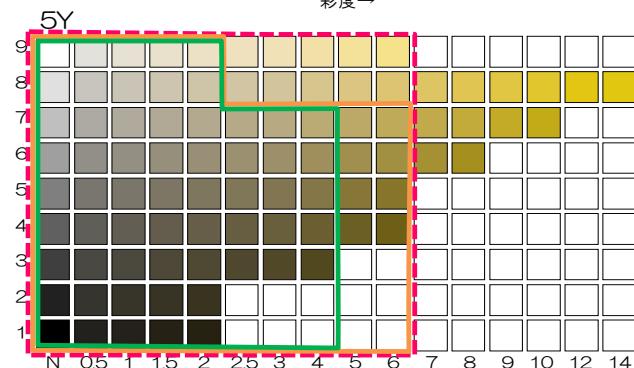
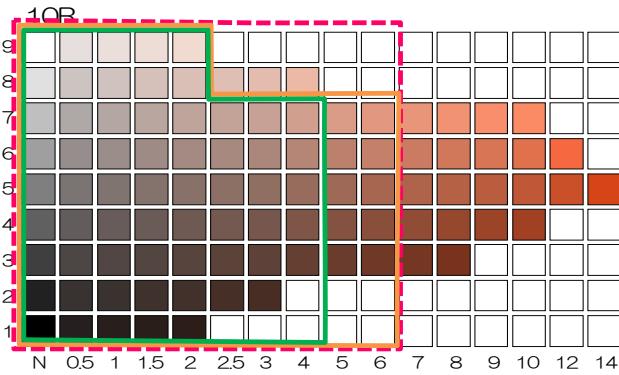
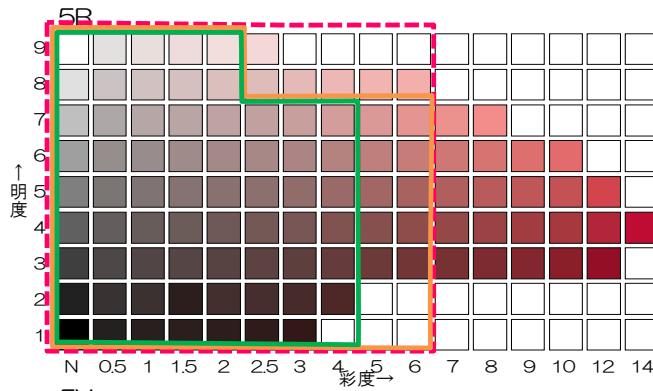
マンセル値の読み方

5 R 4 / 12 (5アール4の12と読む)

①色相 ②明度 ③彩度



●景観計画における壁面の色彩基準

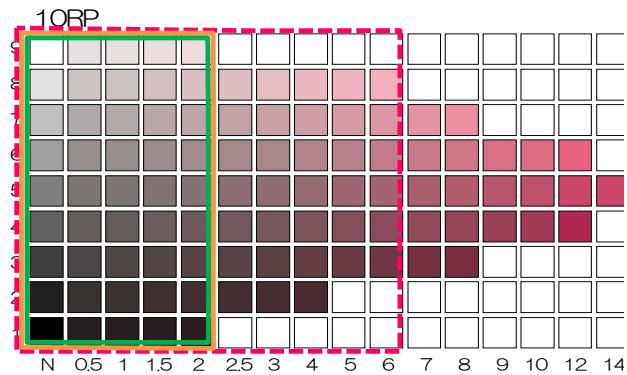
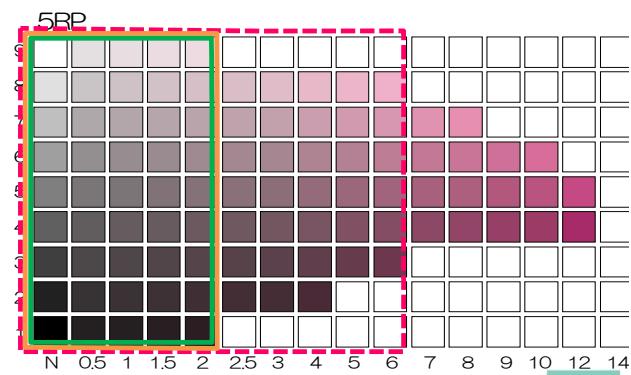
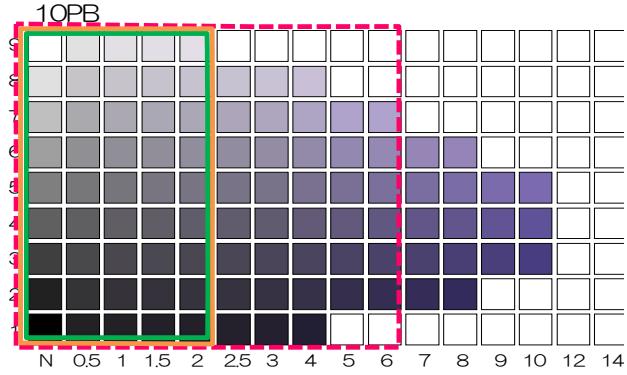
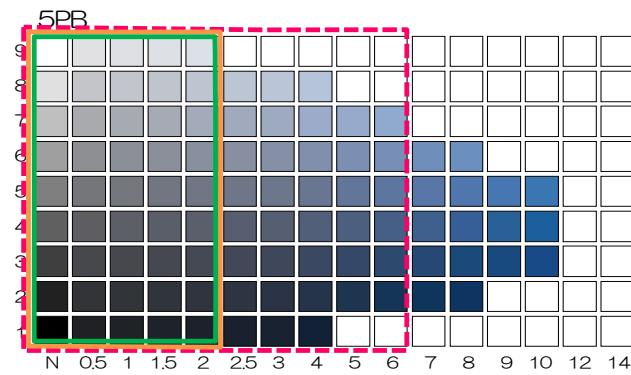
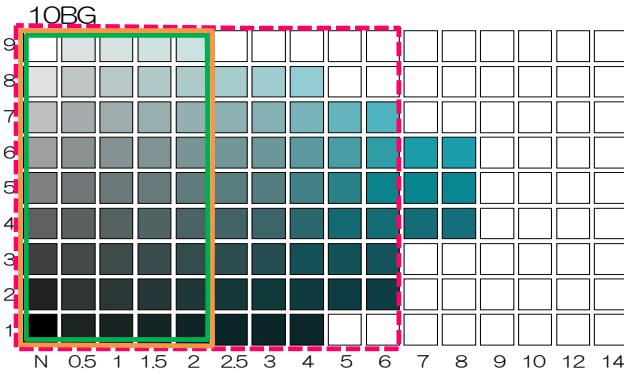
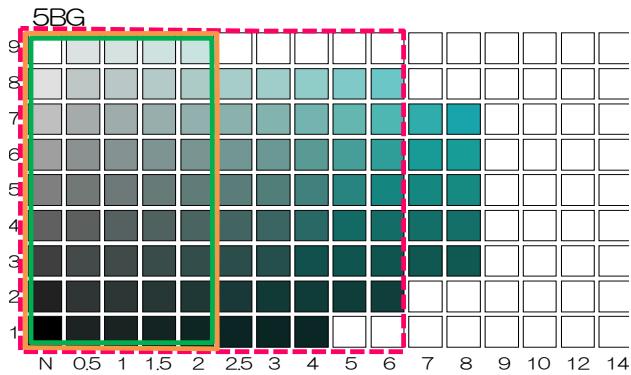
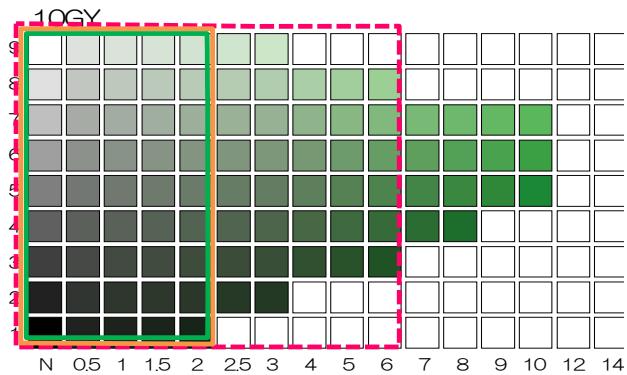
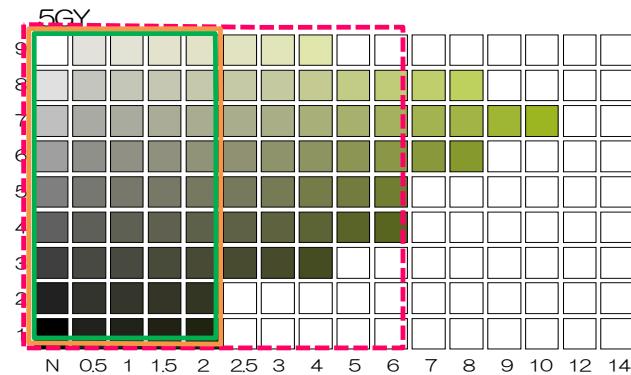
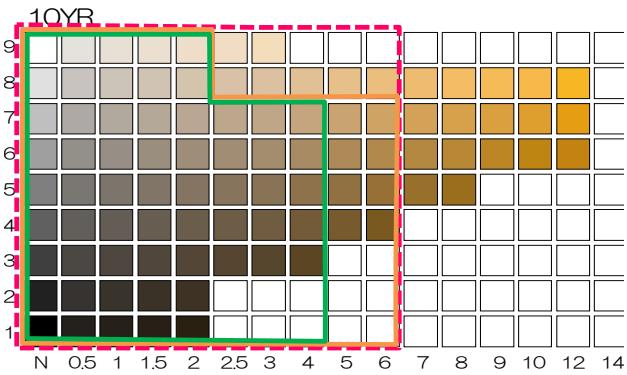
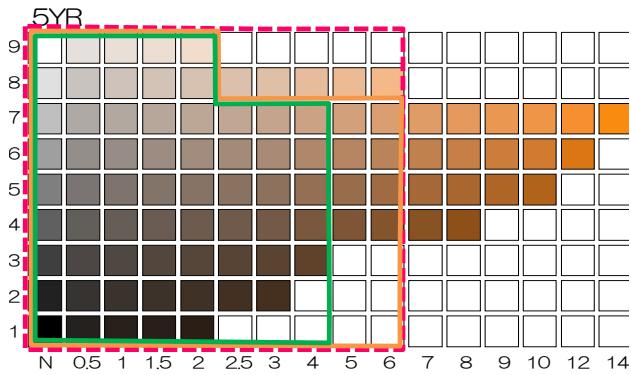


凡例

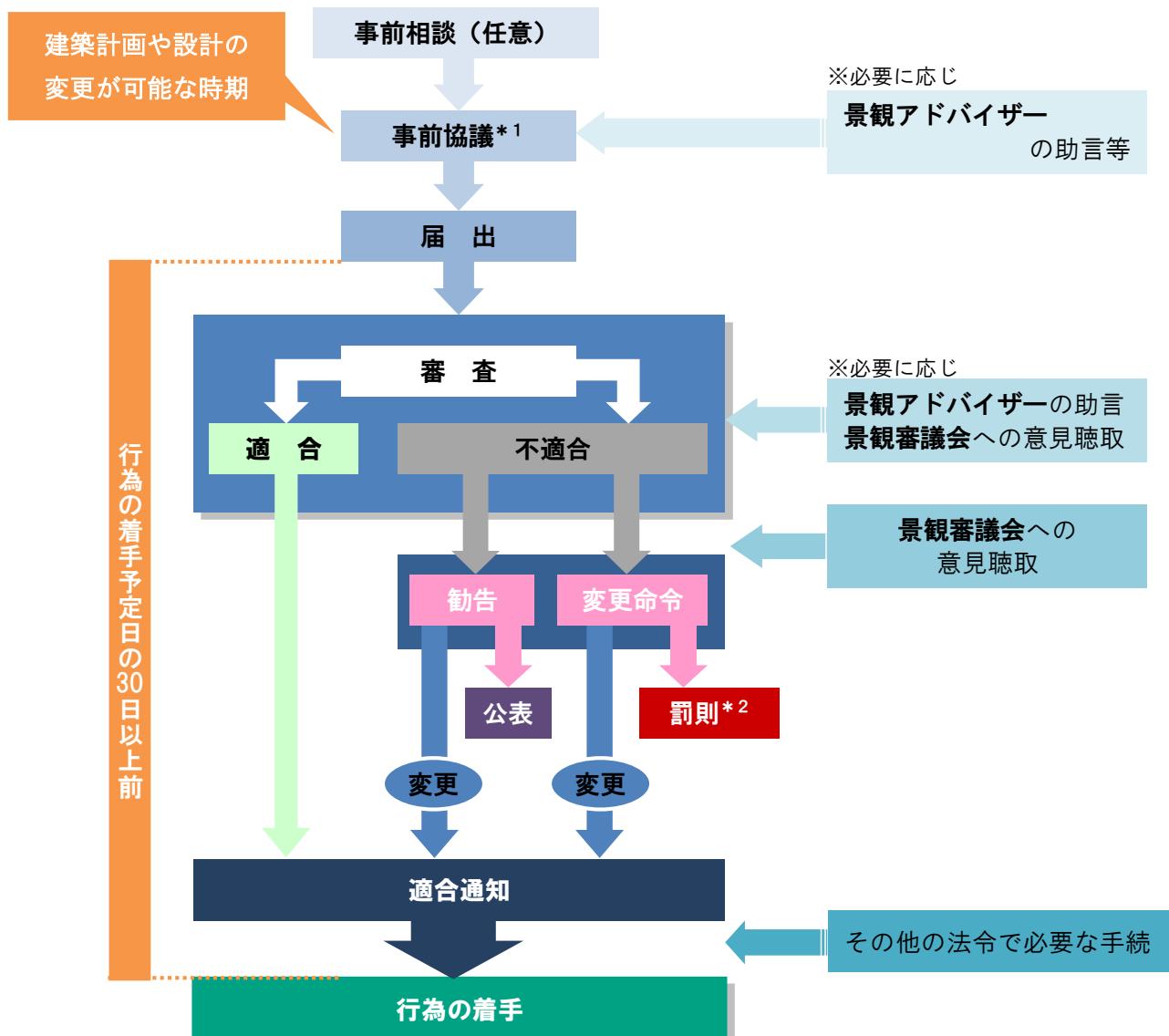
：まち景観ゾーン

：その他（うみ・さと・やま）の景観ゾーン

：アクセント色*（※外壁各面の面積の1/10以下。）



●行為の届出に係る手続きの流れ



* 1 建築物等の計画について、景観形成基準に照らして、対話型の協議を行います。

* 2 景観法に基づき、次のとおり罰則を適用します。

○30万円以下の罰金…届出をしない場合、虚偽の届出をした場合、行為の着手制限期日を守らず着手した場合等

○50万円以下の罰金…変更命令に従わない場合等

○1年以下の懲役又は50万円以下の罰金…原状回復命令に従わない場合

第4章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

[景観法第8条第2項第3号]

地域に点在する景観資源は、良好な景観を形成する上で重要な要素です。その中でも、歴史的建造物や長い年月をかけて育まれてきた樹木などの市の歴史を物語る景観資源、地域のシンボルとして親しまれている景観資源は、古賀らしい個性的で魅力的な景観づくりの核として重要な役割を果たすものです。

これらの建造物や樹木のうち特に重要なものについて、景観重要建造物または景観重要樹木に指定し、積極的に保全・活用を図っていきます。

これらの指定された建造物・樹木については、現状変更の際には許可が必要になります。

第1節 景観重要建造物の指定の方針

市民に親しまれている建築物など、市の歴史や景観形成上重要であり、地域の自然、歴史、文化等からみて一定の価値を有するもののうち、道路その他の公共の場所から誰もが容易に眺めることができる建造物について、その実態を把握し、所有者の意見を聴いた上で、次に示す指定基準に基づき景観重要建造物に指定します。

【景観重要建造物の指定基準】

道路その他の公共の場所から誰もが容易に見ることができる建造物で、下記のいずれかに該当すると認められるもの

- ① 建築物等として美観が優れていること
- ② 地域の象徴的な存在であるなど、地域の景観を特徴づけ、良好な景観形成に寄与すること
- ③ 歴史的又は文化的に価値が高いと認められること
- ④ 地域に広く親しまれており、地域の財産として守っていきたいという意思のもとに、住民等による維持・管理が積極的かつ継続的に行われていること
- ⑤ 老朽化、改造が著しくなく、原形をよく留めていること又は修復が可能であること

※ただし、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により登録文化財に指定されている建造物、県の指定文化財として指定されている建造物又は仮指定された建造物については、適用しません。



第2節 景観重要樹木の指定の方針

市民に親しまれている大樹、社寺境内の鎮守の森など、市の歴史や景観形成上重要であり、地域の自然、歴史、文化等からみて一定の価値を有するもののうち、道路その他の公共の場所から誰もが容易に眺めることができる樹木について、その実態を把握し、所有者の意見を聴いた上で、次に示す指定基準に基づき景観重要樹木に指定します。

【景観重要樹木の指定基準】

道路その他の公共の場所から誰もが容易に見ることができる樹木で、下記のいずれかに該当すると認められるもの

- ① 樹形や樹高など美観が優れていること
- ② 地域の象徴的な存在であるなど、地域の景観を特徴づけ、良好な景観形成に寄与すること
- ③ 歴史的又は文化的に価値が高いと認められること
- ④ 地域に広く親しまれており、地域の財産として守っていきたいという意思のもとに、住民等による維持・管理が積極的かつ継続的に行われていること

※ただし、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により登録文化財に指定されている樹木、県の指定文化財として指定されている樹木又は仮指定された樹木については、適用しません。



第5章 景観重要公共施設の整備に関する事項

[景観法第8条第2項第4号口]

第1節 基本的な考え方

道路や河川などの公共施設は、市民、来訪者を問わず多くの人が利用する空間であるとともに、地域の景観に対して大きな影響を与えます。

このため、次の方針に基づき、景観重要公共施設を指定し、施設管理者の協力を得ながら、良好な景観形成を推進することとします。

【景観重要公共施設の指定基準】

- ① 市の景観の骨格を形成するもの
- ② 市民にとって特別な意味があるもの又は親しまれているもの
- ③ 地域にとってシンボルとなるもの又はそれに深く関連するもの

第2節 景観重要公共施設の指定

次のとおり景観重要公共施設を指定します。

(1) 景観重要道路

番号	名称	対象区間
1	国道3号	市内の全区間
2	国道495号	市内の全区間
3	県道 筑紫野古賀線	市内の全区間
4	県道 古賀停車場線	全区間
5	千鳥・栗原線	全区間
6	古賀駅・前田線	全区間
7	鬼王線	全区間
8	町川原71号線	全区間

(2) 景観重要河川

番号	名称	対象区間
1	大根川水系（大根川、谷山川、青柳川、薬王寺川、米多比川）	大根川流域



第3節 整備に関する事項

景観重要公共施設の整備に当たっては、以下の事項に配慮することとします。ただし、国又はそれぞれの施設管理者が定める指針等がある場合は、それに依拠することとします。

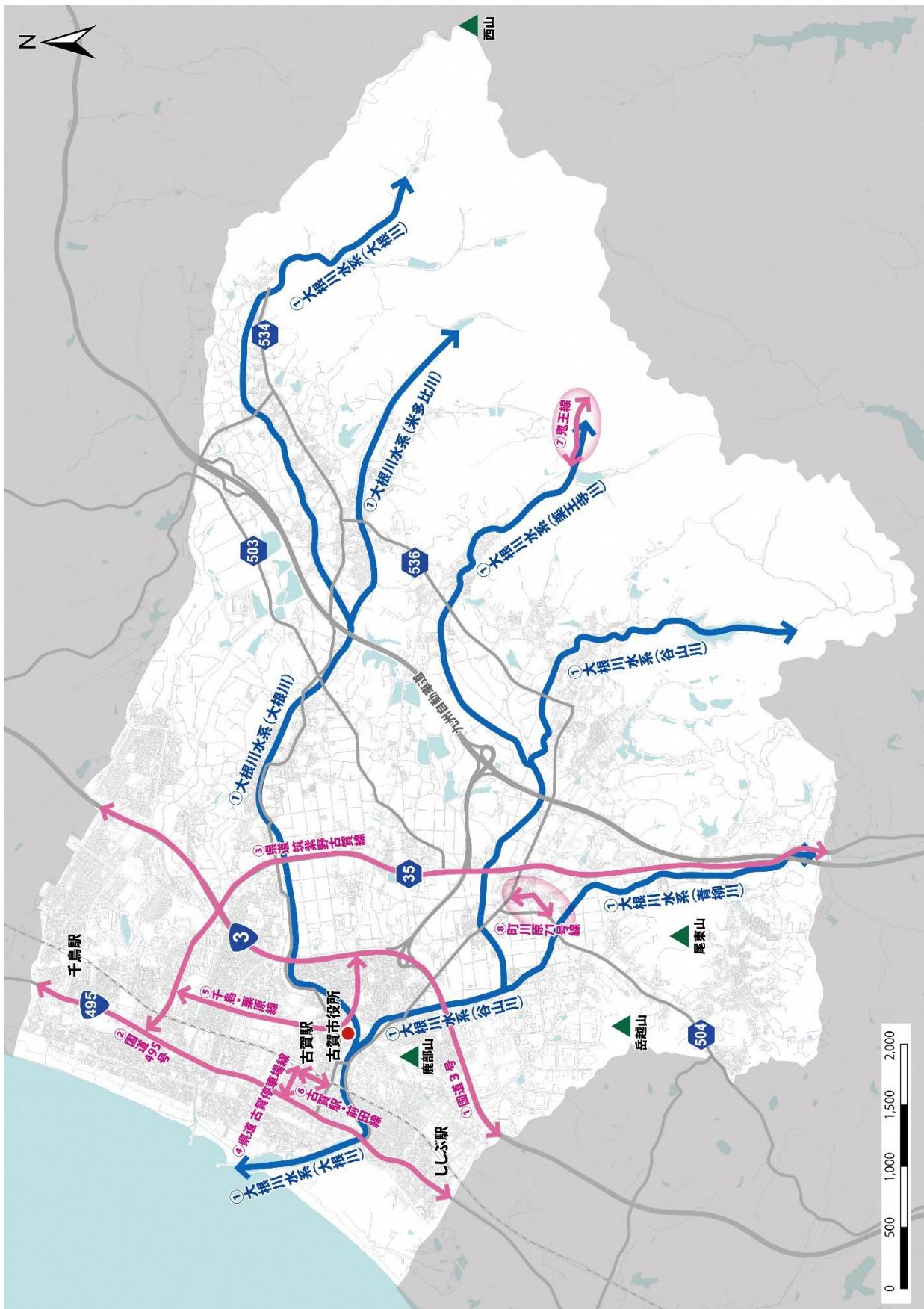
(1) 景観重要道路

- ① 地域ごとの景観特性に配慮した形態意匠とすることとし、連続性のある区間では、同一の規格・仕様となるよう努める。
- ② 移動する車窓からの田園景観や自然景観への眺望を妨げることのないよう、道路景観の連続性に配慮する。
- ③ 標識柱、照明柱、信号柱、分電盤等は、煩雑にならないように配置し、可能な限り集約するよう努める。

(2) 景観重要河川

- ① 動植物が生息可能な河川環境の保全に努める。
- ② 構造物を設置する際は、周囲の自然環境等との調和に配慮した形態意匠とする。
- ③ 水辺への近づきやすさや親水性に配慮する。





▲景観重要公共施設位置図



第6章 屋外広告物の表示等の制限に関する事項

[景観法第8条第2項第4号イ]

屋外広告物は、店舗や道路沿いなど私たちに身近な場所で日常的に目にするものであり、建築物等と同様にまちの景観を構成する重要な要素だと言えます。情報伝達に止まらず、まちの賑わい創出等の機能がある一方で、その規模や色彩に統一感がない広告物が無秩序に設置されれば、まちの良好な景観を阻害することにもなります。

このため、建築物等に関する行為を制限して景観誘導を行うとともに、屋外広告物の表示等についても適切に誘導することにより、景観行政と屋外広告物行政が一体となって、良好な景観形成に向けて取り組むこととします。

なお、具体的な基準等については、次の指針を踏まえ、この計画に即して制定する古賀市屋外広告物条例や規則で定めることとします。

【屋外広告物に関する景観誘導指針】

- (1) 面積、高さ、数量は、必要最小限とする
- (2) 集約化に努める
- (3) 形状や色彩は、自然や建築物等の周辺環境との調和に努める
- (4) ネオン、点滅、動光又は動画を伴うものは設置しないよう努める
- (5) 眺望を阻害しないよう努める

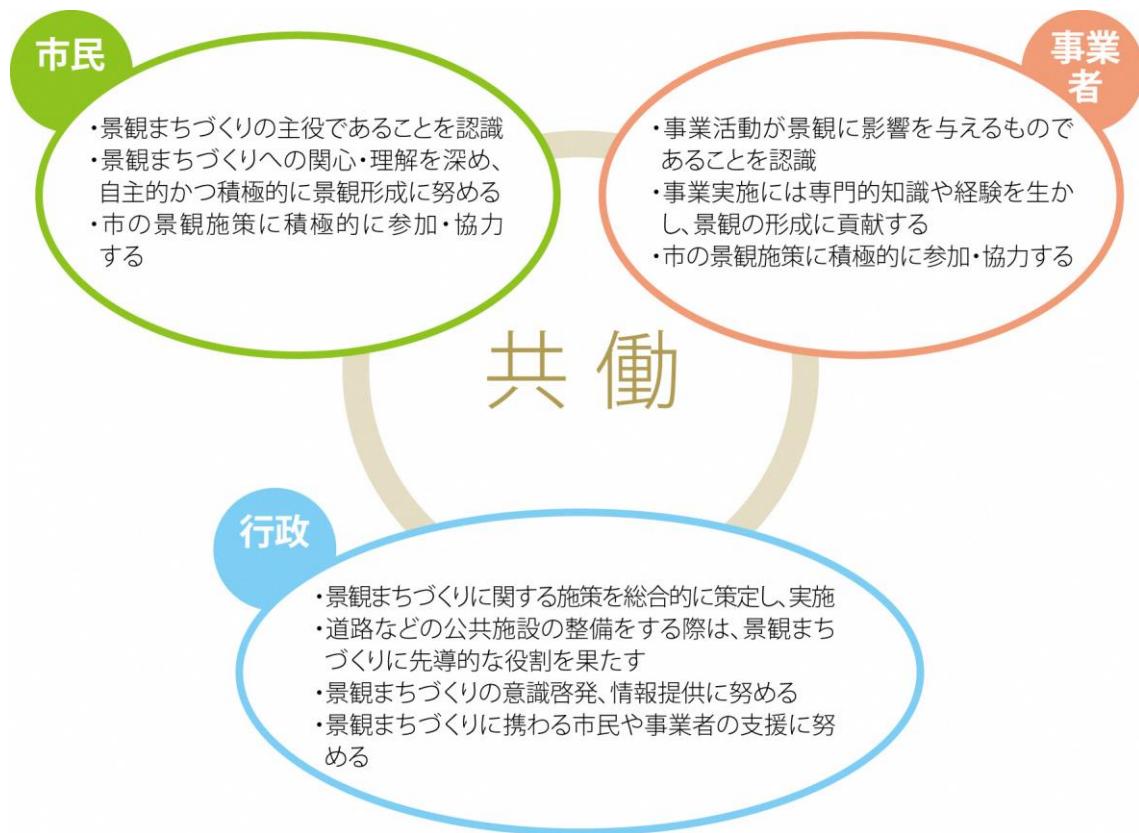


第7章 景観まちづくり推進のためのしくみ

第1節 共働による景観まちづくりの推進

第1項 市民、事業者、行政による共働

市民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、主体的に取り組むとともに、お互いがそれぞれの立場や特性を理解し、尊重しながら、協力・連携して取り組むことで、共働による景観まちづくりを推進します。



▲市民・事業者・行政の役割分担と共働のイメージ図



第2項 景観まちづくり活動の連携

例えば、緑化活動や清掃活動は、私たちの生活に潤いを与えてくれるばかりでなく、美しい自然を後世に残すために必要です。また、史跡や自然など市内の名所を巡るウォーキングを通じて古賀の魅力を再発見することや、市の内外に向けて古賀の魅力を発信することも、景観まちづくりのための重要な活動だと言えます。

市内には、このように多彩な活動を行っている団体や事業者（景観まちづくり活動団体）が数多くあります。景観まちづくりを推進するためには、個々の活動を活性化させるとともに、それらが連携し、あるいは組織化して一体的に取り組むことも重要です。

そのように、多彩な活動が連携することによって、景観まちづくり活動が市内全域に広がるとともに、個人が景観まちづくり活動に参加しやすい環境を整えることができます。

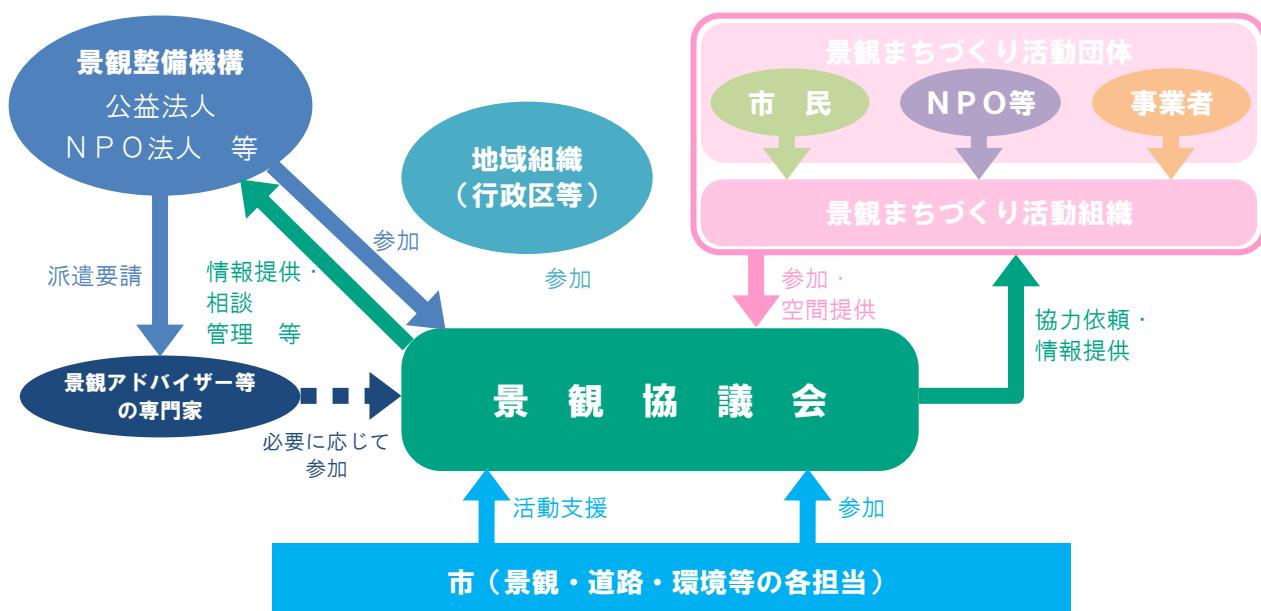
第3項 景観法の活用

景観法では、良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うため、景観協議会を組織することができますとされています。

この協議会では、市や国・県などの行政機関のほか、観光・商工・農林業などの関係団体、電気・通信・鉄道など公益事業の事業者や市民などが構成員となり、それぞれが対等な関係で協議を行います。

また、一定の区域の土地所有者等全員の合意によって、その区域内に限定した景観に関するルールとして「景観協定」を締結することができます。

このように景観法には、多様な主体が連携して景観まちづくりに参加するためのしくみが準備されています。



▲景観協議会組織イメージ図

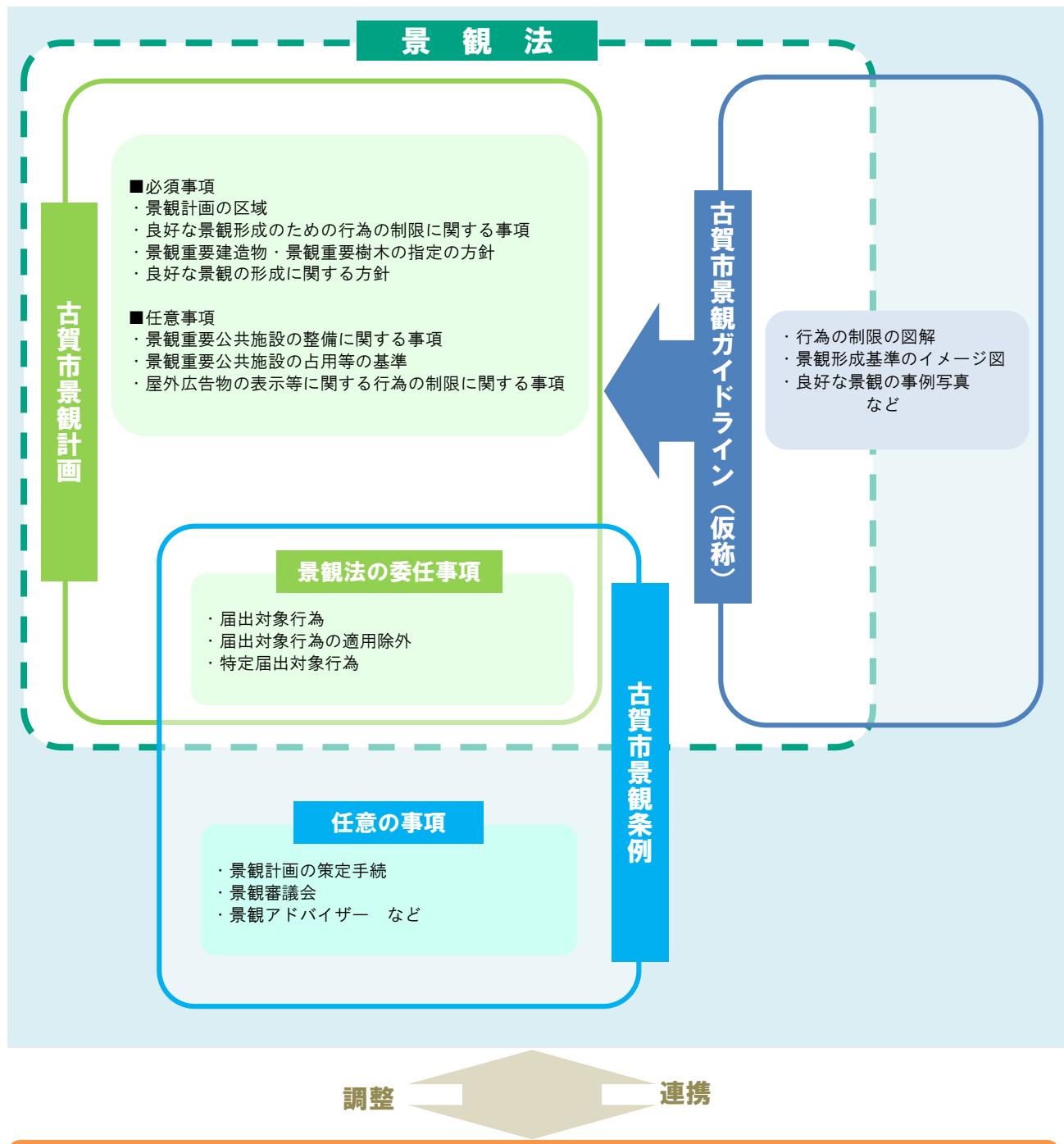


第2節 計画の運用と推進体制

第1項 計画の適切な運用

景観計画を補完し、その実効性を担保する「古賀市景観条例（仮称）」を制定するとともに、行為の制限に関する事項についての手引きとして「景観ガイドライン（仮称）」を作成することにより、事業者等と明確なイメージを共有した上で、計画を適切に運用していきます。

また、景観の連続性・広域性の観点から、必要に応じて近隣自治体の景観計画や景観条例との連携・調整を図ります。



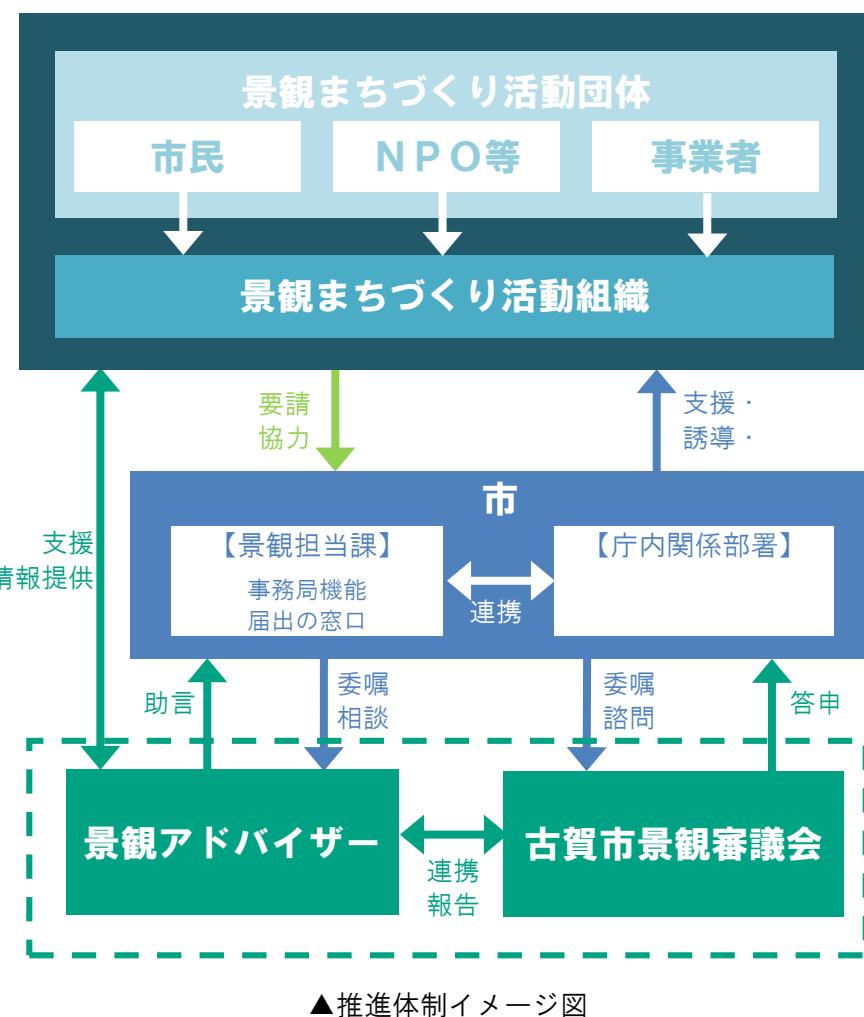
第2項 計画の見直し

この計画は、社会・経済情勢の変化に柔軟に対応し、または古賀市総合振興計画などの上位計画等との整合性を図るため、必要に応じて見直します。

なお、景観重点区域の指定や景観重要公共施設の追加指定等が生じた場合には、随時修正を加えることとします。

第3項 推進体制

市は、関係部署間での連携を深めるとともに、景観に関する重要な事項を審議する「景観審議会」や、届出対象行為に係る審査や公共施設の整備に関する技術的助言を求める「景観アドバイザー」を設置するなど、計画を適切に運用できる府内体制の構築を図ります。



第3節 景観まちづくりの推進方策

第1項 景観資源の活用

既に多くの市民に知られているものだけでなく、市民からの情報提供等により古賀の魅力を再発見し、市の広報誌やホームページのほか、SNS（ソーシャルネットワークサービス）などの多様な媒体を通じて、市内外に広く発信します。

また、国・県や関係部署と連携し、景観資源の活用方策についても検討します。

第2項 啓発の実施

景観まちづくり活動団体の活動内容や市の景観関連事業について紹介するなど、市民が景観まちづくり活動へ参加するためのきっかけづくりをします。また、良好な景観の形成に寄与する団体や活動等を表彰する制度の創設等、景観まちづくりに対する市民や事業者の関心と意欲を高めるための啓発に取り組みます。

第3項 人材の育成

景観まちづくり活動団体や大学等との連携により、景観に関するセミナーや子どもの関心を深めるための学習プログラムを検討するなど、将来の景観まちづくりを担う人材の育成に取り組みます。





古賀市景観計画

古賀市 都市計画課

〒811-3192 福岡県古賀市駅東1丁目1-1
TEL : 092-942-1119
E-mail: toshi@city.koga.fukuoka.jp